

## 令和3年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年9月15日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度御宿町一般会計補正予算第4号)
- 日程第 8 議案第 2号 天神橋(Ⅲ期)補修工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 御宿町国土強靱化地域計画の策定について
- 日程第13 議案第 7号 令和3年度御宿町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 8号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 9号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第10号 令和3年度御宿町一般会計補正予算(第5号)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	教育課長	吉野信次君
建設環境課長	渡辺晴久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	田邊義博君	会計室長	大竹伸弘君

---

事務局職員出席者

事務局長	埋田禎久君	主事	市川可奈君
------	-------	----	-------

---

### ◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第3回定例会が招集されました。

また、12番、滝口一浩君が所用のため遅れておりますので、ただいまの出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルスの感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

また、暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、藤井利一君、7番、貝塚嘉軼君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、議長から諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告

を受けた後、3人の一般質問を行い、報告第1号、第2号、議案第1号から議案第10号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日16日は、議案第11号から議案第15号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、発議第1号の説明、質疑、採決を行った後、選任第1号、第2号を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から16日までの2日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から、議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会にご提案いたします案件につきましては、報告2件、専決処分の承認1件、契約の締結1議案、条例改正3議案、計画策定1議案、補正予算案4議案、決算の認定5議案の計17件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度健全化判断比率についてですが、令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、町監査委員の審査に付しその意見を得ましたので、本議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度資金不足比率についてですが、令和2年度の水道事業会計に関わる資金不足比率につきましては、町監査委員

の審査に付しその意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御宿町一般会計補正予算第4号）ですが、新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、感染症対策としてワクチン接種の迅速かつ適切な実行の指示がなされているところであり、本町といたしましても、引き続き速やかにワクチン接種を進めるために補正予算の専決処分を行ったものです。

本予算につきましては、町民の暮らしを守るものとして特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年8月6日に地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度御宿町一般会計補正予算第4号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

補正額は、歳入歳出ともに316万8,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,588万4,000円とするものでございます。

議案第2号 天神橋（Ⅲ期）補修工事請負契約の締結についてですが、本案につきましては、天神橋（Ⅲ期）補修工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてですが、本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日から施行されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたことに伴い、御宿町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、番号法に規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、デジタル庁の設置に伴い総務大臣から内閣総理大臣に変更されること、特定個人情報を提供できる場合として新たに規定が追加されたことに伴い、御宿町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日から施行されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたことに伴い、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情

報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

議案第5号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回提案いたします条例の一部改正は、出産育児一時金の金額変更による改正でございます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、国保条例の改正をするものでございます。

なお、本条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る8月26日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第6号 御宿町国土強靱化計画についてですが、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法第13条の規定によりまして、近年多発しています大規模自然災害に備え、事前防災を目途として御宿町の国土強靱化に関する事項を定める計画であります。

議案第7号 令和3年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第1号についてですが、今回提案いたします補正予算は、令和3年度御宿町水道事業会計第3条予算収益的支出を511万4,000円減額し、第4条予算資本的収入を219万5,000円減額し、資本的支出を149万5,000円増額するものであります。

内容といたしましては、第3条予算の収益的支出は、人事異動に伴う人件費の調整をするものであります。

第4条予算の資本的収入は、本年度予定している送水管耐震化更新の補助金について財源更正を行うための減額であります。資本的支出は、経年劣化によりエンジン等に不具合が生じている公用車の購入をするものであります。

議案第8号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号についてですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ338万9,000円を追加し、補正後の予算総額を11億3,284万5,000円とするものです。

主な内容ですが、人事異動に伴う職員給与等の増額及び高額療養費支給システム改修費をお願いするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る8月26日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第9号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第1号ですが、歳入歳出ともに5,952万8,000円を追加し、補正後の予算総額を11億4,853万4,000円とするものです。

主な内容ですが、令和2年度における介護給付費等の実績に伴い、国県支払基金への返還並

びに一般会計への精算繰り出しについて補正を行うほか、人件費の調整や介護給付費準備基金の積立てを行うものであります。

補正財源につきましては、法定負担分として、国県支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和2年度からの繰越金を充てました。

議案第10号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（案）第5号ですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億1,075万4,000円を追加し、補正後の予算総額を38億4,663万8,000円とするものです。

本補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した定住化促進事業における各支援金や、地域経済及び住民生活を支援する町民応援商品券発行事業及び特産品等提供事業への一部補助、また、台風10号による大雨の被害を受けた道路や河川の復旧工事のほか、令和2年度の国庫支出金及び県支出金の精算に伴う返還金の計上や、今年度の人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものでございます。

議案第11号 令和2年度御宿町水道事業会計決算の認定についてですが、地方公営企業法第30条第2項の規定により、去る7月9日、監査委員の審査を受けましたので、同条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の収益的収入及び支出は、収入が3億554万2,299円、支出が3億3,926万5,352円となりました。また、資本的収入及び支出は、収入が299万2,000円、支出が8,408万5,045円となりました。

議案第12号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月29日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額11億5,484万6,958円、歳出総額10億5,543万7,833円であり、実質収支額は9,940万9,125円となりました。引き続き、今後も国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月26日に開催されました国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第13号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月29日、監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

令和2年度の決算につきましては、歳入で1億6,256万8,492円、歳出で1億6,214万6,592円

となり、実質収支額は42万1,900円という結果となりました。

議案第14号 令和2年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月29日、監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の規模といたしましては、歳入総額11億5,806万8,767円、歳出総額10億3,123万441円であり、実質収支額は1億2,683万8,326円となりました。令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下での運営となりました。

議案第15号 令和2年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月29日及び30日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の規模は、歳入総額49億5,600万6,204円、歳出総額46億7,270万6,123円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億8,330万81円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額では2億5,074万2,112円の黒字決算となりました。

執行にあたっては、第4次御宿町総合計画の「住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり」への実現に向けて、人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に取り組み、コロナ禍での住民福祉の増進を図りました。

具体的な取組といたしましては、町消防団の統合に基づいた体制整備としての分団詰所新築解体工事や橋梁長寿命化計画に基づいた天神橋の補修工事の継続、また、防災行政無線デジタル化事業につきましては、繰越し事業分と並行して計画の最終年度として、戸別受信機の購入・配布を実施いたしました。

さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策として、特別定額給付金給付事業を行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券事業による地域活性化や各施設における感染症対策等を行いました。そのほか、人口減少・少子高齢化対策として地方創生推進交付金を活用し、移住交流促進事業を実施するなど、感染症対策で制限のある中、効率的な執行に努めました。

今後も、社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応、また、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながらの事業実施等、厳しい状況が続くことが見込まれます。引き続き、事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積立て・確保などの取組を進め、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、千葉県内の感染者数は5月末で約3万7,000人となっていたところ、9月9日現在では約9万5,000人と急増し、そのうち御宿町は47人の感染者が確認されております。感染の拡大や感染者数の増に伴う医療体制の逼迫が懸念されたことから、8月2日には千葉県で緊急事態宣言が発令され、同日で海水浴場を、そして、8月26日には町営プールとB&Gプールを閉鎖いたしました。

また、先日、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたところですが、ワクチン接種は全国でも着実に進んでおり、9月8日現在で1回目の接種は約60%、2回目接種で約49%と新聞報道がなされております。

御宿町の接種状況につきましては、9月10日までの集計で申し上げますと、65歳以上で1回目89.9%、2回目87.7%、64歳以下で1回目70.6%、2回目33.6%、全体では、1回目81.1%、2回目62.9%の方が接種を終えており、接種後の健康被害については重篤な方はおりませんでした。

8月13日には、三育学院との包括的連携に関する協定を締結いたしました。これまで三育学院とは、看護教育実習をはじめといたしまして、様々な交流活動により深い関係を築いてまいりましたが、このたび連携協定を結ぶことで、文化、産業、保健、医療、福祉、教育などの分野で互いに協力し合い、人材育成とさらなる地域の発展につながるものと期待するところであります。

デルタ株が猛威を振るい、まだまだ油断のできない状況であります。引き続き感染症の蔓延防止に努めながら、地域経済の回復に向け鋭意努力をしてみたいと考えております。

以上で諸般の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、7番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） ただいま、議長から一般質問についてお許しをいただきましたので、通告に従って、ご質問をいたしていきます。

ただいま町長からもご報告がありましたけれども、コロナ対策におきまして、町独自の施策についてということで私は3つほどお尋ねいたします。

昨年の9月議会において、やはりコロナ禍における観光対策についてということで一般質問を行いました。その後1年が経過しましたが、この間にも今までに類を見ない大変な変異型ウイルス流行によって、現在も厳しい状況下に置かれております。昨年と比べると、大変厳しい生活を町民の皆さんは送っております。

そういう中で国や県の政策は、対策というかコロナに対するいろいろなことが施行されておりますけれども、町独自のやはり施策が必要じゃないかと、それぞれ個々に合った対策をすべきじゃないかという中で、今回、私、町長に町独自の町民の生命・財産を守るためのコロナ対策について、何か独特な施策を考えているかどうかをお聞きしたい、願うわけでございます。

とにかく、1つは、このように先が見通せない状況にありますが、町の経済を立て直し活性化させるため、町独自に考えている政策があればお聞きしたい、それが1点。

特に、基幹産業である観光業の立て直しをどのように考えているか。

続いて、低年層の小学生あるいは保育園、幼稚園のお子さんたちが、非常にコロナに対して、感染されたり、なっております。よって、小中学校における環境整備について、今の対応で十分と考えているかどうか、その辺を。

要するに、親御さんがお子さんをそういう施設に預ける、そのことによって安心である、環境が十分であるということで、お任せできるというような環境を提供するのが町ではないかというふうに思いますので、主立ったこと、その3点をお聞きしたいと思います。

まず、とにかくこの1年間、町長独自の考えで、いろいろと町民のために施してきた施策がありますけれども、この一層厳しくなった今現在、これから先、国は、11月にはワクチン希望者の人たちについては完全に終わらせるというようなことではしておりますけれども、町としても、今、町長から、状況、ワクチンの接種状況を聞きまして、ちょっと町民の皆さん、積極的にワクチン接種を考えておるなという思いがしますけれども、町長として、それはそれとして経済をどうやって活性化していくか。あるいは町独自のワクチンに対する対応策、これをどう考えているかを、まず経済の立て直しということでお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貝塚議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

面前する町活性化の課題、具体的施策につきましては、次に、産業観光課長が答弁いたしますが、私からは、町経済を立て直すための柱となる、基盤となる短期中期的施策について申し上げます。

昨年、令和2年の年が明けまして、コロナウイルス感染症禍に見舞われ、1年8か月が経過いたしました。およそ100年前、1918年に発しましたスペイン風邪は、3年間にわたって拡大いたしました。このたびのコロナウイルス感染症は、スペイン風邪以来の世界的パンデミックと言われております。

今後とも、ある一定期間はコロナ禍状況が継続すると推測いたしております。そのような中、地元地域経済は、自営業とりわけ飲食業、宿泊業、漁業、農業、さらにはサラリーマンの方々をも含め、各産業が非常に厳しい経済環境に置かれていると受け止めております。

基本方針といたしましては、引き続き感染症予防対策の徹底と、経済対策の両立を図っていかねばならないと考えております。

まず第一に、町民の皆様の健康維持と安全・安心な町づくりを目指していきたく思います。

そこで、町の経済の立て直し、活性化するためどのような施策を考えているかというご質問でございますが、地域経済は、国をはじめ町内外との連動性によって成り立ち、それゆえに国の経済対策の動向は、直接、地域経済の動向に反映されていきます。今、国において、コロナウイルス感染症禍の大災害という認識の中で、大きな経済政策が打たれようとしております。私は、このコロナ禍をどのように捉えるかということにおいて、町づくりの基盤を整えるときと認識し、捉えております。

町づくりの基盤づくりとして、今、提案をさせていただいております、全町美化を主軸とする全町公園課の設置による町並み・景観の整備、また、御宿駅裏遊休地の整備をこれからの町

づくりの基盤づくりとして、その足がかりとして施策を進めていきたいと考えております。これらの町づくりの基盤づくりが順調に進めば、おのずと経済振興を図れるものと確信いたします。将来を見据え、町づくりの基盤となる整備を行っていききたいと思います。

ウィズコロナ、アフターコロナを見通し、町総合計画アクションプラン、まち・ひと・しごと総合戦略をベースに、財政事情を勘案しつつ事業を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） コロナ禍における町独自の施策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、感染力が強いと言われるデルタ株による感染の急拡大や重症者の急増によって、医療提供体制の逼迫に伴い、8月2日、千葉県に3回目となる緊急事態宣言が発令されました。

これにより、当町におきましても、夏季のにぎわいを生む海水浴場を途中閉鎖、また、誘客を期待していた各種催しが中止となり、基幹産業である観光需要が落ち込み地域経済に大きな影響を与え、各事業者の皆様にとっても厳しい経営が続いていると伺っております。

このため、町では、落ち込んだ観光需要の回復が課題と捉え、地域経済に波及効果が期待される宿泊・飲食施設と連携して行う町の特産品を活用した御宿ならではのおもてなしによる誘客促進、特産品の消費拡大を図るため、特産品等提供補助事業を計画しております。

また、町全体の活性化施策といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大が町民生活及び事業者の経営に大きな影響を与えていることから、町民生活の応援と消費喚起を図るため、全町民へ商品券の発行を計画しています。

なお、本定例会に、特産品等提供事業と合わせまして経済支援に係る補正予算を計上させていただきます。

長期化するコロナ禍において地域全体が元気になるよう、しっかり関係団体と連携し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、基幹産業である観光業の立て直しということも関連して、今答弁があったと思うんですけども、今、商品券の配布ということも考えておりますと。恐らく補正予算の中でコロナ対策として出てくるんだろうと思いますけれども、実際に町民がその商品券をいただいて利用する、町内のあらゆる商店で使用できるということだろうとは思いますが

れども、一連の物の流れということを見ると、今一番困って大変だというのは、状況的にも落ち込みの要するに強いところ、飲食店は今までの正常のあれよりも50%以下落ち込んでおるという話を聞いております。

そうするとですね、商品券を仮にいただいたとしても、主にどこに使われるかということを見ると、やはり一般食品のほうに、購入に使われてしまうだろう。そうじゃなくて、まず、地元の飲食店のその落ち込みを少しでも緩和させるために、商品券の使う、その種類を私は限定してあげたらどうかと。飲食店で使う、仮に5,000円券を配るとしたら、2,000円は飲食店で使ってください、あと3,000円は自由にお使いくださいというようなこと。

そうするとですね、飲食店で1人が2,000円使うと、そこでは材料仕入れ、そして、提供するわけですから、そこには今度はお客が来れば手も借りなきゃいけない、パートで休んでいてもらった人が出てきてまた仕事ができる。その方にまた賃金が払われる。それで、お店のほうも仕入れなきゃいけない、お客さんが来てくれれば仕入れなきゃいけない。そうすると、商品の販売の業者から仕入れるわけですから、そこにまた一つの流通が出るわけですから。

そうすることのほうが、私は、経済、町内の飲食店の経済が回るということで、そのようなことも考えて、せっかくコロナの対策として町独自のそういうものを配るというんであったら、そこはね、考えてあげたら、飲食店関係の皆さんは非常に喜ぶんじゃないかなと、あるいはいいことをしてくれていると思うんじゃないかなと思いますけれども、それは私の考えです。

そういうような形で、今おっしゃった、町の宿泊関係の業種につきましては、これは東京を中心とした埼玉、千葉、神奈川、静岡県等が、やはり緊急宣言がされているから出ないでください。そういうことで、旅行しようとしてもですね、出ないと。ですから、そういう関係で左右されるのは十分承知しています、私もその経営者の一人ですから。

昨年と違って、今年は9月12日に一旦切れる、そのあとまたすぐ緊急対策、9月30日までと延長された。これによって、終わったら行こうという御宿で伊勢えび祭りをやっている。ぜひ伊勢えびをまた食べたいと、そういうお客で12日以降の予約は結構あったんです。それが、宣言が延びたおかげでキャンセルが出ているんです。これは先ほど町長がおっしゃったとおりなんですよ。

ですから、周りの環境に左右される事業であるから、それはもうどうしようもないという考えでいますけれども、私は、その辺の対策について、どう町長は考えておるのかなという思いでお聞きしたわけなんですけれども、外から来るお客を呼ぶにはやっぱり環境が整わないと駄目だよねということは、重々承知しているんですけれども、そういうことで事が済んでいると、

宿泊関係の業者におきましては、この先継続していくのが非常に難しい。厳しいということで、これがお正月まで続いたりとか、あるいはまた来年もこういうことが続いているということになるとですね、大半の方がもうやめざるを得ないというような状況にあるんだということが見受けられます。また、聞きます。

ですから、何とかこの御宿町から観光客を受け入れる施設を絶やさずに継続して、何とかみんなして乗り切って、また、にぎやかな御宿が戻るような施策を施してほしいなど、考えてほしいなという思いで、昨年につき、この観光対策についてどのような考えをお持ちですかということですね、今聞いたわけでございます。

よく分かりました。しかし、それが十分な対応あるいは政策であるとは、いま一度深く考えてほしいなというような思いです。

続いて、小中学校あるいは保育園の環境整備。

私は、昨年もそうですけれども、いち早く担当課長に、手洗いの自動水栓、あるいはトイレの自動、その他、感染予防に対して空気清浄機、そういうものも設置したらどうですかということで昨年申し上げたら、補正を組んでいただいてやりますと言ったけれども、品物が間に合わないということで延び延びになって、一部は、トイレ等の水洗はされておりますけれども、その後ですね、夏休みに入ってこの期間の間に、自動水栓等を完全整備する、あるいは空気清浄機等、あるいは環境を整えるということをお願いしておりましたけれども、どうなったか。

今現在、学校が始まりました。ほとんど、全国的に、低学年、要するに低い年齢層の方たちも感染して、それが家族クラスターになって大変な状況になってきているということで、御宿におきましてもですね、そのような事例も出ているんじゃないかというふうに思います。ですから、今、子どもを受け入れる小学校、中学校、それからこども園の環境状況をお知らせ願いたいと思います。お聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、小中学校における環境整備についてお答えいたします。

小中学校の新型コロナウイルス感染症対策では、昨年度から多くの費用をかけて、学校からの要望もお聞きしながら、消耗品や医薬材料品の購入、サーモグラフィーカメラや非接触型体温計、オゾン脱臭機などの備品の購入を進めてきたところでございます。また、学習支援ソフトの導入や、Wi-Fi環境の整備など、学校の休業による学習の遅れを補填するための環境を整えてきたところでございます。

現在行っております御宿小学校の給食配膳室の改修とトイレ改修につきましては、改修規模

が大きかったため、11月に工事が完了する予定でございますが、手洗いの自動水栓化だけは夏休み中に完了しておるところでございます。

中学校につきましては、エアコンの改修、トイレ改修に附属する手洗いの自動水栓化は夏休み中に完了したところでございます。自宅での健康管理を行っていただきながら、学校では、手洗い、手指消毒、教室の換気など基本の対策を行いながら、9月1日から平常どおり行っておりますが、今後も学校と連携・相談しながら、学校環境整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 今お聞きしたら、間に合わないものもあるけれども、それはおいおいやっていくということで、環境は十分整えているということでもあります。

関連で、議長、お許し願いたいものは、公共施設の、今言ったトイレとか、あるいは手洗い、その自動化、これ以前にも、私、質問していると思うんですけども、まだ公民館等へ行っても手洗いが自動になっていない、自動水栓になっていない。

今、我々飲食店関係は、保健所の指導によって、自動にするようにということで指導を受けてやっています。そういうわけで、公共施設がなっていないというのはおかしいんじゃないかと、ね。ですから、その辺についてはどういうお考えでいるか。また、いつ頃それを成し遂げるのか、あるいはやらないのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（土井茂夫君） 貝塚議員、今の関連のやつですから、私はその質問については認めますので、総務課長か企画財政課長、どちらかお答えください。

○7番（貝塚嘉軼君） ありがとうございます。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、貝塚議員さんの公共施設の状況でございますが、今、貝塚議員さんのほうからご指摘いただきました、役場庁舎はじめ公民館等各施設につきましては、先の議会で予算のほうをご承認もいただいております、総務課のほうでまとめて発注の手続きを取っております。

公共施設につきましては、手洗いの自動水栓化を中心に予算のほうをご承認いただいておりますが、もう既に発注は済んでいるんですが、どうしても手洗いの備品のほうの調達、全国的に蔓延がありますので備品の調達に時間を要しており、今の段階では年内にはつく予定なんですけれども、どうしても備品の調達にかなりの日数を要している状況です。

少しでも早く取付けはしたいと考えておりますが、年内の完成を今予定しているというような状況です。

○7番（貝塚嘉軼君）　そうですね、公民館は、やっぱりお子さんが出入りしていますんでね、ぜひ、それが欲しいなど、してあげられればいいなと思っております。ですから、できるだけ早く、せめて公共施設は自動化になって安全対策が十分施されているということをしてですね、やっぱり町民にも認識してもらって、それぞれの家庭において、やはり手洗い場には、この対策として私なんか思うには、私どもが飲食関係だからじゃなくて、やっぱり手洗いというのが一番の安全のために大事なことです。ですから、やはりその点について十分認識を持って、いち早く公共施設においてはそういう環境を整えておくべき、やるべきというふうに思っております。

なかなか財政的にも大変な額になりますけれども、これはやはり一番大事なことです。先ほど私が申し上げたとおり、町民の生命・財産を守るには、やはり基礎の基礎だというふうに思っております、環境整備というのはね。

ですから、町をきれいにして、町長の言うようにですね、町の基盤は環境であると。ですから、環境を整えて、全町公園化構想に従ってやっていますというような強いお言葉をいただきましたけれども、まさにそのとおりだと思いますので、できるだけ御宿に行けば安心だと、御宿はコロナ対策に対して物すごく進んでいるよと、だから俺たちも御宿に行くには、やはり自分がコロナ対策を十分して、マスクをしたり、あるいは自分の車で来る場合は車の中に消毒薬を積んであったりとか、そういうことをして気をつけてくれると。

また、そういう、それをしないと御宿に行けないよというようなね、やっぱり御宿は厳しい、それなりに対策をしてくれていると、だから安心して行けると。自分がそれに応じているというような私は環境が必要じゃないかなというふうに思いますので、まだ時間がありますけれども、私の質問は、あとは、それぞれの、今後、この後の予算、補正予算等について、また質問したいと思います。

一般質問におきましては、これで私の質問を終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君）　以上で、7番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ここで、10分間の休憩をいたします。

（午前10時29分）

---

○議長（土井茂夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

所用のため遅れておりました、12番、滝口一浩君が来られましたので、ただいまの出席議員は11名です。

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 引き続き一般質問を続けさせていただきます。

2番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

(2番 田中とよ子君 登壇)

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は、全国的にも、コロナ禍や自然災害に関する問題が大きくのしかかりました。先ほど町長からの報告にもありましたように、当御宿町においても、海水浴場開設後すぐに緊急事態宣言が発令され、海水浴場閉鎖という事態も発生いたしました。今も緊急事態宣言は継続していますが、コロナ感染者は徐々に減少傾向にはありますが、当町におきましても、現在まで47名の方が確認されました。ワクチン接種については予定どおりに進行しているということで、安堵しているところでもあります。とにかくこの状況が早く終息することを祈るばかりです。

議会議員に就任してから2年を過ぎようとしています。この間、議員活動の一環として、一般質問や議案審議で町長の政策等について、意見、疑義を申し上げさせていただきました。これからは、3年目を迎え、改めて議員としての役割を自問自答し、何をしなければならないかを考え、職務に励んでいきたいと思っております。

住民の命と生活を守るのが町長としての使命、町長が政策に取り組まれていることに対しては敬意を表するところです。町長が町民のためにやるべき事業が山積しております。多大なご苦勞があるとお察しいたします。これからの町においては、既に次年度に向けての政策検討、予算協議に入る時期に来ております。継続事業など検討課題の多い中で、執行部は大変なご苦勞であるとお察しいたします。

早速、本題に入ります。

町長の政策と協議会、事業の優先順位の公表についてということでご質問いたします。

町では、様々な協議会が開催されています。町長から選任された委員や公募された委員が町長から委嘱をされ、構成されておりますが、現在、これらの協議会が町に幾つくらいあるのか。数字だけで結構です。また、名称や内容について数点で結構ですので、お答えください。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、協議会や委員会の数でございますが、町例規集に登載されております数で申し上げますと、77の委員会と協議会がございます。

そのうち、どうしても内部だけの協議会・委員会等もございますので、その委員会の数は14、一般の方の通常の委員会・協議会ベース、申し上げますと、いわゆる60強の委員会・協議会が現状としてございます。

また、主なものとしたしましては、通告でございますように、御宿町生涯活躍のまち推進協議会や御宿駅エレベーター設置整備事業等促進協議会のほか、御宿町情報公開・個人情報保護審査会や御宿町野沢委員会、御宿町地域公共交通会議など、数多くの委員会があるところです。

○2番（田中とよ子君） これらの協議会ですが、議会からも議員が参加している、そういった協議会もあります。それらの協議会での内容や結果、そのほか進捗状況等が見えないで、事業の時期、いつ何をやるのか、事業の後は優先順位等々、答申や結論が多分出ているんだと思うんですけども、そういったところが不明なものが見られます。

内容の状況が分からないもの、今、数を聞いただけでもかなりの数があります。そういった内容が分からないものも多々あるのではないかと思います。

引き続き、行わなければならない協議会、こういったものについては、やはり途中計画の内容でも、公表するべきではないかなというふうに考えます。ということは、公募された委員さんが出て自分の意見を言っても、それがどういう結果になったのか、そういったことも分からないというようなこともお聞きします。

ぜひとも、そういった委員として出ただけではなく、町で公募されたのであれば、公募された方々がこういう活動をしているんだということも分かるような、そういった委員の意見がどう反映されているのか、町がどういった方向を向いているのかといったようなことも公表すべきではないかと思います。

このコロナ禍の中で、会議等の開催、困難であると思いますが、将来の御宿町の向かうべき進路を協議していただいでいくのであれば、事業の優先順位にもつながってくる問題もあります。

協議結果の内容は、ぜひとも公表すべき、どのように皆さんの意見が反映されるのかを公表していくべきではないかと思いますが、こういったことについては、どういったお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、総務課のほうで、包括的な内容になりますが、まず、

協議会等でいただきましたご意見等、どういうふうに反映しているのかということからですが、基本的には、いただいたご意見等につきましては、事務決裁等の手続を経て町長まで報告されているものと認識をしております。

また、委員会等でのご意見や協議結果、意見提案等につきましては、その緊急度や優先度、さらには財政への影響等を総合的に勘案しながら、町長の判断に基づき、事業実施や予算計上に反映されるものと理解をしております。

ただ、ただいま田中議員さんからご指摘いただきました、そうしたことの公表というところについては、各委員会の性質によって広報で紹介するものもありますし、ホームページに掲載するもの、また、中には非公開のものと、委員会により異なりますが、今、いただいたご意見のとおり、住民の方々に分かるような工夫というのは非常に重要なことだと思いますので、各委員会・協議会含めて、今後、より分かりやすい、より透明な公表方法については進めてまいりたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） やはり協議会での内容が公表されることで、委員として参加した方が住民参加できているんだという意識を持てるようになれば、御宿町の政策に関する内容にももっと興味を持っていただけるんじゃないかなというふうに考えます。

次に、事業の優先順位についてお伺いしますが、以前から何度か質問をさせていただいています。ただ、具体的な答弁はなかなか得られないということから、改めて質問させていただきます。

老朽化が進んでいます道路、橋梁、また公共施設など様々な懸案がある中であって、事業執行するには有効な財源確保、財源の活用をしていかなければならない。町では無尽蔵な財源があるわけではありません。事業に取り組む際の優先順位を早急に公表していただきたい。これは前々からお願いしていますが。

当然、総合計画や実施計画に基づいて検討はされていると思われま。あらかじめ優先順位が決められることで、財源確保、あと補助金交付が該当するものがあれば、優先順位が決まっていればすぐに対応できる体制が取られるのではないかと思います。

当然、順序どおりにこの優先、決めたからこのとおりにやらなきゃいけないということではないんですが、それは分かっています。体制ができていれば、目標も掲げられていれば、単発的な事業発生、事業執行することによりあまりならないのではないかなというふうに考えます。何をやらなきゃいけないのかがきちっと公表されていないから、今度これをやろう、今度これをやろうということで、単発的な事業発生が出てきているのではないかなというふうに思われま

す。

やはり限られた財源の中で、やらなければならない事業は多数あると思われます。御宿町は特に財政困難でもあり、単発的な事業に取り組むのはなかなか難しく、補助金があるから取り組もうということも分からないわけではないんですが、やはり補助金をもらってやる事業は、当然、補助金がなくなった後に、また財源が必要なものにつながってくると思います。そういったことも踏まえて、早急に事業の優先度を早く公表していただきたい。そのように考えますが、町長、この点について、事業の優先順位をどのようにお考えになっているか、お答え願えますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事業の優先順位についてのご質問であります。それぞれの事業についての実現に向けまして、短期、中期、長期のめどが立っていないというご指摘ですが、ご承知のように行政各分野における事業におきましては、御宿町総合計画にまとめておりまして、重要事業についてアクションプランに示しております。

主な事業については、各年度ごとに事業費を上げて記載しております。事業実施については、優先性、緊急性、重要性などを考慮いたしまして、財政の事情を勘案しながら進めているところであります。

田中議員さんにおかれましては、町職員時代を経験され、ご承知のように行政は生き物であります。財政においてもしかりであります。このような状況の中で、財源を操作し、年度年度の予算を編成しております。事業を進める上で最も大事なことは、各課を預かる職員の皆さんが目標に向かって仕事がしやすいように互いに協議・連携を密にして、仕事を進めていくことであると思います。

そこで、現在、面前している優先事案、重要事案について申し上げますが、施策上においては、日頃申し上げておりますが、福祉、教育、防災、環境といった分野において大きな事業費を充てなければなりません。

内容としまして、福祉施策におきましては、高齢化社会が進行する中、予算書に示しておりますように、目的別歳出においては、福祉費を含む民生費は、年度予算総額の全体の4分の1から5分の1を占めておりまして、様々な事業に多くの予算が充てられているところであります。教育につきましては、次の質問をいただいておりますが、優先する事業として御宿小学校の施設の更新、建築事業を上げます。詳細については次の質問でお答えします。

また、築28年が経過しています役場庁舎につきまして、行政事務の拠点として老朽化に対応

しまして、施設整備を行いながら、その機能維持を図っていくとともに、災害発生時の防災拠点として計画的に改善整備を行っていきたいと考えております。

また、環境面において、道路や橋梁などのインフラ整備について、長寿命化計画に即して計画的に進めてまいりたいと考えております。

清掃センターごみ処理施設につきましては、昭和59年12月に竣工されてから37年を迎えようとしています。この間、ダイオキシン対策や部分的な更新など適正運営の確保を図っておりますが、炉や施設の老朽化は進んでいる状況でありまして、町の責務とされている一般廃棄物の処理を安定的に行うことは、早急に対応していかなければならない大きな課題との一つとなっております。

このようなごみ処理施設の課題は、各市町村とも同様の課題であると認識しており、近隣市町と改めて枠組み等を含め、広域化の可能性の協議を進めるとともに、各市町の動向を見極めまして、町にとってよりよいごみ処理の方法を模索し、ここ1年のうちに、今後の方針を決定していきたいと考えております。

ご指摘いただきました優先順位については、十分に留意し、今後とも事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○2番（田中とよ子君）** 先ほど申し上げましたように、これを決めてあるからこのとおりにということではないんです。町として、いつ時点でどういうことをしなければならないのかが分からない。我々には届いていないという部分もあります。やります、検討しますということで、今までお返しいただいていたんですが、じゃ、それはいつやるのという具体的なものがなかったもので、あえてお聞きしたいんですが、具体的に何点か伺います。

先ほど、お話ししましたように、学校施設整備についてです。先ほど貝塚議員さんからは、学校の環境整備についてのご質問がありました。私は、学校施設整備の問題についてお伺いします。

これについては、御宿小学校の校舎についてです。今、申し上げましたように「やります」というお返事はずっといただいています。だけれども、いつ、そのやりますの結論が出るのか、示されるのか。以前から学校の施設の状況については質問してまいりました。老朽化が進んでいる状況、それについては何度か質問をさせていただいています。町が、この具体的な方針を示さないままであれば、時間がどんどん過ぎていって、老朽化は急速に加速していくと思われまます。学校施設の問題を検討するには、もう本当に遅過ぎるくらいじゃないかと。あと2年、

3年たったら、雨漏りがもっとひどくなる、ベランダには完全にもう出られなくなるといった、そういった問題が発生するのではないかというふうに、すごく心配しているところです。やはりこういった諸問題を検討するには、早く、大体何年くらいに、そういった対策についてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

先ほど、町長からも、学校問題については、優先順位を早くというお話でありましたけれども、仮にこれ優先順位が決まったとしても、来年、再来年にできるわけではないと思うんですね。やはりいろんな問題があります。財政的な問題、基金について、まだ1億700万円でしたか、今年、今回の補正で5,000万円の積立てをするということで、補正が上がっていますが、財政的な問題がまず第一に大きな問題だと思います。そして、改築するのか、同じ場所に建てるのか、別のところに建てるのか、それとも修繕で対応するのか、いろんな問題があると思います。結論が出るまでにはやっぱり一長一短では解決しないでしょう。ある程度の期間がないと、それが実施できるまでにはかなりの期間が必要ではないと思います。

その間の、例えば5年、3年と見たときに、その3年、5年を児童が日常的に生活する場所の危険の排除をどういうふうに考えているのか。修繕、当初予算のときに28万円の修繕費が出てきて、これでこれが解決するのという質問をしたと思うんですけども、そういったことも踏まえて、早急に対策を含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 学校施設整備、今、ご指摘ありましたけれども、御宿小学校施設の整備と理解いたしますが、令和元年の4月に策定いたしました御宿町公共施設等総合管理計画推進プランにおきまして、学校教育系施設のうち御宿小学校施設の更新・建て替えについての検討としてあり、方針決定を令和3年度としてあります。

現在9月となり、少し遅れぎみでございますが、できるだけ早く、令和4年度には方針を決定していきたいと考えております。

また、今後の行程ですが、町教育委員会、総合教育会議、そして町教育施設検討委員会など広く皆様のご意見を伺いながら方針決定をしていきたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） 現状の学校施設の状況はというふうに考えていますか。例えば、今、町長から4年に方針を決定しますという答弁があったんですが、やはり先ほど申し上げましたように、期間って非常に必要だと思うんですね。修繕を重ねていくとは思われますが、できるだけ児童への危険を排除するような対策を立てていただきたいと思います。

今、公共施設総合管理計画というお話があったんですが、今年度の予算で500万円の予算計

上がされて、個別施設計画策定委託料が組んでいるんですけれども、これは学校施設でも、先ほどの町長のお話だと、もう既にできているということなんですよ。

しかしながら、ほかの施設整備も含まれるんでしょうから、この計画に向けて、もう着手はされているんでしょうか。期限、残りあと半年しかないんですよ。その半年の間に、大事なことを計画を立てていくのに、期間が大丈夫なのか、非常に重要な計画でもあります。そういった中で、大丈夫かなという心配がありますので。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のように、非常に御宿小学校、老朽化が進んでおりまして、様々な、コロナ禍も併せまして、トイレ修繕とかいろんなことをやっておりますが、御宿小学校は、昭和42年、1967年に建設されておりまして、今年で54年となります。平成19年に耐震化工事を行っております、平成20年に大規模改修を行っております。通例ですと、築60年が最長といわれますので、令和9年度が施設の限界となります。できれば令和7年度を目標に工事着工に入ることができればと考えております。これも、先ほど申し上げました、各委員会の様々な委員皆さん方のご意見を伺いながら、方針決定をし、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

今、お聞きしました個別施設計画、これについても早急にも着手していただいて、庁舎内での協議も必要と思われるんですね。そういったものも含めて、年度内に、3月を待たずとも計画が公表されることをお願いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 田中議員さんから、ただいまのご質問いただきました公共施設の総合管理計画、個別計画でございますが、今、田中議員さんからもお話がございましたように、一部の学校施設ですとか、その他の道路ですとかトンネルですとか、その他の個別のものは終わっているんですが、役場庁舎を含めまして各種公共施設を一体として個別管理計画を策定するための経費を一括計上で500万円ということで予算の計上をさせていただいております。

いわゆる道路、トンネル等のインフラ、また学校施設を除いた、その他の施設を包括的に個別管理計画として策定をするものであり、今現在、間もなく、入札の発注をしていくところまで事務が進んでおります。結論から申し上げますと、まだ契約は決まっておりません。少しでも早くに個別管理計画を立てまして、その計画を基に、既にある公共施設等総合管理計画の中

で、少し経費等がより細かく積算された段階においては、公共施設等総合管理計画等も若干の見直しを必要に応じては今後していく必要があるというふうに考えております。

ご指摘いただきましたように、少しでも早くつくっていきたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） 当然、庁舎内での協議が必要になると思うんですけども、ぜひ庁舎内での検討をもっと密にさせていただいて、進めていただきたいと思います。

そして、個別計画は終わっているということなのですが、我々、全然、私だけかもしれませんが、計画がどういう計画がどのようにできているのかというのが分からないんですね。計画策定というのがよく予算に出てきていますけれども、ぜひ、後日で結構です。御宿町で策定している計画がどういうものがあるのかということを一覧にして示していただけるとありがたいです。

どういう計画があって、どういうふうに進めていくのかということが全然資料として分からないものですから、各課でいろいろな計画が立てられていると思うんですね。橋のことについてもそう。そういったことも含めて、どういう計画があるのかを一覧表で結構です、後で示していただけたらと思います。

次に移ります。駅エレベーター設置事業についてお伺いします。

この事業については、町長の公約による長年の願いであるということは十分承知しております。駅エレベーター設置整備事業等促進協議会、これは昨年度末、会議が開催されました。この会議内容については、ホームページに会議録が公開されており、私も閲覧しましたし、会議に傍聴もさせていただきました。これは各委員の意見が掲載されていて分かりやすい。今後もしできれば先ほどの公表のことも含めまして、会議内容の公表を実施していただけたらなという、公表できるものであれば、このような形で公表していただけたらなと思います。

協議会では、各委員から活発な意見もありました。エレベーター設置に向けては、国・県への政治的な方面からの働きかけ対応していくといった話もありました。そのほかにも、財政面での問題はどうか、そういった意見もありました。

一番切実な問題だなと思ったのは、跨線橋の老朽化による危険箇所の問題指摘、これについても委員から意見が出ました。もう既に協議会開催から半年が過ぎています。その後、意見等を踏まえて町としてどのような対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

この半年の間に、事業主体であるJR、また国や県等との協議に向けた話し合いを進めているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿駅へのエレベーター設置事業についてのご質問でございます。

本年3月に、御宿駅エレベーター設置整備事業等促進協議会を設置させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が進行し、その後の国・県・JRへの折衝は進んでおりません。コロナ禍を超えて、国やJRの折衝を強い気持ちで訴えるべきだという選択肢もありますが、現状において、国やJR、相手様のお気持ちを尊重し、そのようにさせていただいているところであります。

エレベーター設置整備事業等促進協議会を設置することができましたことは、目標に向かって一歩踏み出すことができたと思っております。より広く町民の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

当事業につきましては、町民の皆様にご公約したことで、目的を達成することは私にかけられた使命であると認識しております。

国土交通省は、鉄道駅のバリアフリー化の推進をかねてから重要な政策と考えまして、バリアフリー化の円滑な推進のためには、国・地方公共団体・鉄道事業者による三位一体の取組が不可欠としています。このようなことを基盤に、乗降客が規定に満たなくても地域の実情を踏まえ、総合的に勘案し、支援していくとっております。

御宿町にとっての地域の実情とは何か。千葉県内第一の高齢化率が高いこと。8月末現在で、高齢化率51.48%で、65歳以上の方々が3,731名いらっしゃいます。御宿台行政区においては、高齢化率が61.3%で、65歳以上の方々が951名いらっしゃいます。また、地区内には、およそ250名を要する福祉施設ラビドール御宿がございます。また、今、コロナ禍が加わり……

○議長（土井茂夫君） 町長。ちょっと失礼します。もう少し手短かに回答していただければありがたいです。

○町長（石田義廣君） そうですか。

○議長（土井茂夫君） よろしく申し上げます。

○2番（田中とよ子君） 町長。

今の答弁途中で終わらせていただいてよろしいです。

○町長（石田義廣君） いいですけども。

○2番（田中とよ子君） 先にちょっと進めたいんです。

多分、コロナ禍で対応ができないということは予測していました。町長からそういった答弁があるだろうということは予測していたんですけども、やはり執行部としては、今、リモート会議とかいろいろな対応ができる、そういった施設も御宿町は進めましょうというようなこ

とを話している中で、コロナ禍で対応できないではなくて、例えば何らかの方法で、町の意見、先ほど申しあげましたように、跨線橋の老朽化による危険箇所の問題指摘でありますとか、そういうことについて、早急にJRと折衝する、そういった対応が必要ではないかというふうに思います。ぜひ、早急にJRに進言はしていただきたいなというふうに考えます。

今、町長からバリアフリーとか、そういった説明が今、途中まで、途中で切断して申し訳なかったんですけども、そういう説明があったんですが、そのときに私が考えたのは、資料が約10年前からそんなに変わっていない資料を委員の方々に配布して、説明をしてということなんです。こういう会議を開くのに、資料であれば、データはやはり新しいものを提供すべきで、委員からの意見を聴取するだけの会議ではないと思います。協議会を開催すれば、町長が目標としているエレベーター設置についての目標に向かって対応しているという考えではなくて、ぜひともこの協議会を続けていくのであれば、資料については新しいデータとかそういったものを用意した中で、委員の皆さんに説明をしていただきたいなと思います。

事務局のほうも、当然、資料を提供するのであれば、そういったものを収集して、そういった形で委員に説明をしないと、せっかく出てきてくれた委員さんに対しても大変失礼ではないかというふうに思います。それについて、事務局、どうでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） エレベーター設置協議会の資料につきましては、今、町長からお話がありました鉄道駅のバリアフリー化の推進、国土交通省が出されております指針ですね、目標のものが10年ごとに更新されておまして、ちょうど今年度4月から新たに指針が更新されました。

資料につきましては、その時点でまだ手に入っておりませんで、令和2年度時点に目標とされている資料の添付に合わせて、一応、口頭では、4月からいわゆる基準がバリアフリー化を図る、国とJRとしての目標の3,000人というのが、今度4月から2,000人になるんですが、ちょっと口頭でのお話のみになってしまって大変分りにくかったかと反省をしております。

できるだけ最新の情報を得た中で、公表できる書類はできるだけ新しいものに差し替えた中で協議会を開いていきたいというふうには考えておりますが、ちょうどこの4月から、基本方針が改正になったということで、今現在も改正情報は来ているんですが、冊子となったものが来ておりませんので、新しいものが、届きましたら、また各委員さんのほうにはお示ししたいというふうに考えてございます。

バリアフリー化につきまして、今、町長のほうからお話がありましたが、全国の駅、一番最

初は平成22年度までの目標が平均乗客数が5,000人のところについて、バリアフリー化100%を目指すということで、次に、今度は令和2年までが3,000人以上の利用者数があるところを100%目指すという中で、現状今その3,000人以上が92%程度の達成率ということで、新しい今年度の目標の中では、その3,000人以上をまず100%にすることにプラスして、いろんな条件が付きませんが、その条件をクリアした2,000人以上の乗降客数のある駅を今年度バリアフリー100%化を目指すということでございますので、なかなか乗降客数のみでいきますと、御宿町の駅、該当いたしません、様々な課題等ございますので、その辺を踏まえてJRのほうには交渉をしていきたいというふうに考えてございます。

○2番（田中とよ子君） できるだけ新しい情報を提供していただきたいなというふうに思います。

また、調査等も含めてしたものを使わせていただけたらと思います。

次に、時間がだんだん過ぎてきましたので、CCRC事業について伺います。

地方創生推進交付金の補助事業として、3年前に実施したCCRC事業ですが、既に事業として取り組んで3年目を経過していますが、当初、民間を取り込んで行う事業として始めた。民間を取り込んで、民間がこの事業を稼働していくんだというふうに私は理解しておりました。しかしながら、3年が過ぎても、まだまだ職員が大きく関わらなければならない事業になっているのではないかと思います。

特に、今後の問題なんです、民間の財産を5年契約の中で借用している事業については、今後どうするのか、再契約をしていくのか。その再契約を検討するのであれば、どういった形で事業を推進していくのか。積極的な検証をしていかなければ、もう3年間でどういった問題があったのかという検証が前に出ていない。残り期間、あと1年半、この期間内で、次の対策ができるのかどうか。これからどうするのかという考える期間はもう過ぎていると思うんですね。もう本格的な稼働時期に入っていないなければならない段階になっていると思います。

今後の目標が見えているのか。まだまだ投資をして、実績がないままに今までかけてきた改修等にかかった費用、そういった代償というのはすごく大きいものがあると思うんですが、これをうまく稼働していけば大きな御宿町での補助事業であったということになると思います。

いつになったら住民が参画できる事業になるのか。また、民間に委ねる時期、民間が独立してできる事業になるのがいつぐらいになるかという見通しがどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先日、3つの施設をご視察いただきまして、そのようなことに関係して、お答えを申し上げます。

まず初めに、お試し居住事業につきましては、これにつきましては、今まで、何といたしましょうか、いろんなご意見がありましたけれども、ようやく内部的整理がこちらでもできまして、間もなくスタートしたいと思います。

そして、これだけ今までの期間を費やしましたので、より大きな成果を移住・定住のお客さんが多く来るように努力をしてまいりたい。契約は更新させていただきたいと考えております。

また、通称レリッシュいなさということにつきましては、産業の関係ですけれども、初めに保健福祉課の所管で、少し補修工事を行いましたけれども、間もなく保健福祉課から産業観光課に活用所管が移っております、これについては協議会等、いろいろ担当課長からも説明があったと思いますが、特産品開発等について、これから気を入れて開発を行っていくということでございます。この施設についても、延長して、期間は更新していきたいと考えております。

ICTに関する事業につきましては、現地をご視察いただきましたけれども、様々なご意見がございましたので、選択肢を広げて検討していきたい。また、これは協議会で申し上げておりましたとおりで、今、内容について、企画、あるいは事業費の積算等、行っておりますので、また、できましたら、皆様方にご紹介して検討させていただきたいと思っております。

○2番（田中とよ子君） 今、その他の補助事業についてICTのことはお聞きしようと思ったんですけれども、先に答弁していただいたので、これについては、現場を見させていただきました。ただ、その後、変更が生ずるということで聞いておりますが、この事業なんですけれども、この事業を進めるにあたって、このテレワークをしている人とか、いろんな方々の意見聴取をしているのかなど、そういった中で、改修計画をしているのか、改造計画をしているのかとか、いろいろ私の中ではちょっと疑問、これをやる必要があるのか、これをここでやらなければならないのかというちょっと疑問がありましたので、一般質問の中に組み込ませていただいたんです。

施設を整備するというのはやっぱり非常に大きな問題だと思うんですね。後々まで残っていくので、施設はつくりました、それは補助事業でできました。ただ、その後どういった運営をしていくのか、そういった大きな問題があると思うんですね。

町長から何度かお伺いしているんですが、このICTを行うにあたっては、移住・定住問題について非常に大きな効果があるものだというふうに聞いているんですけれども、もし移住・定住を考えての施設整備をするのであれば、当然、御宿町の福祉ですとか、教育問題、また環

境問題、いろいろな面で整えなければ、なかなか移住して定住するという、何ていうんですか、そういう呼び込みってICTだけではなかなか難しい問題ではないかなという思いをしています。

ぜひとも、この事業を進めるということであれば、職員の英知をもっと結集して、ここにこれを建てたらどうい問題が発生するのか、どういう効果があるのかというようなことまで含めて検討していただきたいなど。補助事業であるから、補助金の申請に間に合わないから、ここでやるんだというような、ちょっと考えた段階で、あまりにも安易過ぎるのかなというふうに思われました。

これからまた、その件については検討されていくんだろうと思いますが、ぜひとも庁舎内の職員との協議等をもっと綿密にさせていただけたらと思います。

ちょっと時間がなくなってきたので、次に移らせていただきます。

2番の公共施設の多目的利用についてですが、この問題については、中央海岸の公衆トイレ問題について、何度かこの場で質問をさせていただいています。

住民や観光客などから、汚い、臭いなどのクレームがある中、こういった問題がありますよということで指摘をさせていただいて、併せてトイレの取壊しについてどうなんだろうということ町長にお聞きしてきました。

町長からは、田中から指摘されているその件はちょっとオーバーじゃないか、トイレは清掃等の回数を増やせば十分使用できるので、現状のまましばらく使用するといったような答弁もいただいています。

しかしながら、7月17日に海岸で行われたビーチサッカーですか、それらに参加した人たちの中から、やはりトイレが汚い、臭いといったような苦情が多数寄せられたということも耳にしています。多分、町長の耳にも入っているのではないかと思います。

また、8月には例年になく多くの雨が降り続いて、雨水の状況がどんな状況だったのか、あふれ出たりしていなかったのだろうかというふうに危惧しましたが、そういった点については把握されているのか。

また、このような状況下でも、町長のお考えは前回の答弁と変わらないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 結論から申し上げますと、前回の内容と変わりません。しっかりと、しかしあれ以降、より一層、清掃には力を入れておりまして、とにかく観光客の方々、また地

元の方々に不快な感情を与えないように配慮して、この夏を過ごしてきました。

施設としてしっかりと管理すれば、十分に私は使用できる、利用できる施設だと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 分かりました。

これは私から一つの提案として申し上げたいんですが、公共施設の多目的利用について検討できないかということです。

初めて議員になったときに一般質問しました。そのときに、中学校校舎の稼働状況の低い校舎の施設の一部を開放することができないかという提案をさせていただきました。その際、学校施設開放には管理上の制約があってなかなか難しいんだという答弁をいただいています。

今回は、多目的利用については、町営プールの施設を閉鎖期間の間に多目的に利用できないかということなんですが、施設は夏季のみで、およそ2か月間の稼働をしています。しかしながら、夏季以外の10か月以上は閉鎖をしている。この閉鎖中は電気料金をはじめとして、機器類とか浄化槽等の維持管理費等は発生して、年間通して使用しない期間分も負担していると思われれます。

この公衆トイレの問題なんですが、この町営プールの内部トイレの利用、外側に1つありますよね、公衆トイレとして。そうではなくて町営プールの中のトイレについての利用を検討することはできないか。当然、その中に入るには一部改修等、必要ではあると思いますが、その問題点がどの程度の問題点なのか。そういったことを検討する価値があるのではないかと思われれます。

今の公衆トイレを解体しても、新たに検討するのではなくて、もしイベント等で利用者が多くなることが予測される場合には、一時的にでも仮設等の設置も考えられるのではないかとこのように考えます。これが1点です。

もう1点なんですが、町営プール施設の多目的使用については、トイレだけでなく、例えば先ほど申し上げましたサテライトオフィス、これも10か月間使用するという検討の余地があるのではないかと思います。10か月間中途半端で、2か月間どうするんだというふうに思われるかもしれないんですけども、大手の企業等については、やはり夏休み長期にとるところもあります。そういった、2か月間の夏休みについても検討していただけるんじゃないかなというふうに思われれます。

御宿町は財政難です。だからこそ、新たな設置等を考えるんじゃなくて、各課が担当する施

設が、これはうちの課の担当でこれはうちの課の担当じゃないよという考えではなくて、町全体の施設としての考えに立って、有効利用できるのであれば、多目的な利用について取り組むべきではないか。

町長、このような提案を職員に検討するという指示はお出しただけではないでしょうか。使えない施設ではなくて、使わない施設になっていると思うんですね、今。

新たな施設をつくるんじゃなくて代替できるものは検討すべきときに来ているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 中央海岸公衆トイレを閉鎖し、町営プール施設内のトイレを利用することができないかというご質問にお答えさせていただきます。

町営プールのトイレの現状をご説明いたしますと、プール施設内には、男女各更衣室内に男性用トイレ、また、女性用トイレが設置されており、プール屋外には公衆トイレとして、男性用トイレ、女性用トイレに加え、多目的用のトイレが設置されている状況でございます。

今夏におきましても、プールに併設の屋外の公衆トイレを利用される海岸利用者も多数見受けられる状況にございました。

施設の多目的利用といたしまして、町営プール施設内のトイレを公衆トイレとして開放する場合には、防犯上や管理面など、幾つか解決する課題が考えられます。そうした中でございますが、プール休園期間中の施設の在り方を考える上でも重要な課題でありますので、これまでに町のイベントなどで活用した事例と併せまして、今後の取組の参考とさせていただければと思います。

以上でございます。

○2番（田中とよ子君） 多目的使用については、これから検討ということになりますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、産業観光課長が答弁いたしました。町営プールにつきましては、田中議員さんのご意見も一理あると思うんですけども、私は施設自体の年間活用を検討していきたいなど、研究していきたいなど。言わばトイレだけを外からの方にお貸しするんじゃなくて、あの施設、夏の間は、あのよう町営プール使っていますので、そのほか約10か月空いていますので、あの施設を年間活用できないかという視点で、私は考えていきたいと考えております。

ちょっと質問にずれるかも分かりませんが。

○2番（田中とよ子君） 今、その提案をさせていただいたんですけれども、別にサテライトオフィスに限らず、10か月間の使用をする検討を職員に提案させる、そういった考えはありませんかということをお聞きしたんですけれども、分かりました。

先ほど言いましたように、使える施設を使わない施設にしているのではないかと。例えば、旧岩和田小学校の校舎ですとか、旧御宿保育所など、早急に検討しないと、ただ朽ちていくだけの施設になってしまうと思うんですね。ぜひとも、使える施設を使う施設にしていくべきではないかと思うんですけれども、それについてどうなのかなというふうに思ったんです。

施設の再利用、プールについては多目的使用、そのほか使われていない施設については再利用についての検討を庁舎内でもすべきではないかということをお聞きしました。

それについて町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） およその答弁をいたしますけれども、今、ご指摘いただきました旧御宿保育所とか旧岩和田小学校については、非常に何と申しますかね、老朽化は当然進んでおりますけれども、町で費用をかけて改善して活用するという考えは現在持っておりません。

浄化槽から何から非常に多額の費用がかかりますので、そういう中で民間の皆様方が各企業とか、これをご自分で改善して活用いたしますかというような、ホームページ等で、対外的に募集をしていきたいなど。それが一つの区切りとして、そういう形で進むことができればいいなど、そのように考えております。

○議長（土井茂夫君） 田中議員に告げます。

今、質問4回ですか、あと1回だけですね。皆さん、注目していますので。

○2番（田中とよ子君） 分かりました。

○議長（土井茂夫君） あと1回だけにしてもらいたい。

○2番（田中とよ子君） はい。

民間にということでしたけれども、これ、時間が過ぎれば過ぎるほど朽ちていきますよ。だんだん、こう何ていうのか、壊れていきます。ですから、なるべく早く対応していただきたいなどというふうに希望します。

時間がなくなったので、最後に、全町公園化推進事業の進捗状況についてお伺いします。

5か月間、どのような進捗をされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 渡辺建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 全町公園化推進事業の進捗についてというご質問ですが、今

年度、建設環境課では、自然公園法に関すること、植栽や街路灯など街路環境に関すること、各公衆トイレの施設補修などに関することなどが産業観光課から所管が移ったところであり、併せて主幹を中心に新課設置に向けて課題の整理や役割について検討を行っています。

これまでの取組といたしましては、月の砂漠通りや岩和田海岸駐車場の繁茂した草木の除去及び傷んだ歩道や花壇の修繕、メキシコ記念公園の景観整備に重点的に取り組んだほか、公衆用トイレの清掃から修繕まで一元的に管理を行い、不具合の発生などに対し迅速な対応に努めているところです。また、町長が中期的な施策として掲げているメキシコ記念公園や月の砂漠記念公園の整備、駅裏の環境整備などに関しては、財源確保や地権者の整理、さらには条例の整備など、今後の取り組むべき課題等について整理したところであり、過日、7月までに行った事項に関する報告書を作成し、町長へ提出いたしました。

○2番（田中とよ子君） 分かりました。

この件で、町長とか職員が海岸道路等の現場に出て、草刈りや枝払いなどを行っているのを見かけています。これは公園化推進事業の業務として行われているのだろうとは思いますが、職員に現場に出るだけの業務を指示しているのではないかと思われるようなところもあります。

やはり町民からは、この行動に対して、本来の職員としての業務が行われているのかどうか甚だ疑問であるといったような意見もいただきました。職員は、本来の業務に専念すべきで、現場でやるべき人にやるべき業務を配分すべきではないか。民間では仕事を辞めている人、仕事を求めている人や、事業所等も仕事を求めているところもあります。業務の配分も検討すべきではないでしょうか。昼間現場に出ている職員は、当然、事務については時間外業務で行っている状況ではないかと思われるのですが、超過勤務業務配分は、特別なことを除いてやっぱりすべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これも時間がないので、答弁はもう結構です。一応、そういうこともありますので、検討をしていただきたいと思います。

職員の本来の業務配分を知ってほしい、そういうことを要望します。

今回の一般質問は、過去に何度か質問や質疑をした内容が多くなりましたけれども、しつこいなと思われるかもしれません。しかしながら、過去に質問したことが、検討しますと言われたことが進捗しているのかどうか。よりよい町づくりのためにということでやっていることが、住民が納得できるような質問していかなければならない。そういうふうな思いから、質問させていただいています。いただいた答弁から町の方向性についてを住民に伝えていきたい

というふうに思って質問をしてきました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

---

○議長（土井茂夫君） ここで1時半まで休憩いたします。

(午前 11時42分)

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

---

◇ 岡 本 光 代 君

○議長（土井茂夫君） 1番、岡本光代君、登壇の上、ご質問願います。

(1番 岡本光代君 登壇)

○1番（岡本光代君） 1番、岡本です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告どおりさせていただきます。

1、水害対策について質問します。

8月8日に大雨が降り、川の水が行き場がなくてあふれ、田んぼや道路が冠水し、これから収穫間近の稲が水につき、ごみだらけになり被害が出ています。

それもこれも、川の流れを阻害する竹や草、丸太、汚泥がきれいに整備されていれば防げることです。高山田から久保にかけての川は、特に整備する必要があります。

このことについて、町としてはどういうお考えですか。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） ご指摘のとおり、清水川の上流部や山間部の日照川、上落合川においては、水の流れを防ぐ竹等が繁茂している箇所が多く見られる状況でございます。また、護岸においても、自然護岸の箇所が多くございます。

河川沿いの竹等については、これまで水利を活用される方々のご協力もいただきながら管理されてきた経緯もあると認識していますが、近年は担い手の減少や高齢化などにより放置される箇所も増えてきている状況です。

現在は、区からの要望なども踏まえ、優先度の高い箇所から伐採や河川のしゅんせつなどを行っているところですが、実施した箇所でも数年たちますと元に戻ってしまうというのも実情

でございます。

今年度は、当初予算において630万円ほど計上させていただいて、河川管理を行うこととしておりますが、このたびの補正におきまして、台風10号の被害対策として日照川や上落合川の流木撤去、清水川の土砂への対応など、予算として300万円を提案させていただいております。

事業実施の際には、優先度の高い箇所を改めて精査し、実施するとともに、引き続き区や地域の方との連携も図りながら、限られた財源の中でより効果的な執行ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○1番（岡本光代君） 限られた財源とありますけれども、それにプラスして、久保にある須賀区の水門の件なんですけれども、御宿駅裏の田んぼに使用するために須賀区が設置管理するはずなんですけれども、農業従事者が1人もおらず、久保でただ1人農業従事者の方が大雨に備えて水門を管理しているということです。

この水門は、3個あるのですが、真ん中が壊れていて開かないのと、鉄で重くて、しかも手動で、人力で開ける方式で、1人では開けることができないということです。

3年前から町に要望していたけれども、何もしてくれないと管理している人が言っていました。そのせいで、川の水が流れなく、逆流し、田んぼが大変になるという事態が発生して、また、9日にもちょっとした雨かと思いきや、すごい雨で、また田んぼが水没しました。

これは明らかに人災だと思います。早急に水門を改善するなどの対応をしないと、今後も温暖化で突発的にゲリラ豪雨のような雨が増えてくると、同じことの繰り返しだと思います。

まだ、田んぼと道路だけならいいんですけれども、低いところにある住宅など、水害の被害に遭うことも場合によってはあり得ることなので、そうなっては遅いので、被害が出る前に未然に防ぐことも重要だと思います。

水門は、須賀区の持ち物ですが、町が調整役として積極的に取り組むことが重要と考えますが、町長はゲリラ豪雨になって、水門が開かずのままの状態で大水が出た場合、水害に遭うことをご存知ですか。今後、どのように対策を取る予定ですか。お考えをお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 久保地区の水門についてのご質問にお答えさせていただきます。

町内に農業用のため池や水門など、水利組合等で維持管理を行っている水利施設がございます。台風などの大雨の際は、排水対策として水利組合の方に早めに水門を開けていただくよう、これまでお願いすることがありました。

議員からご指摘をいただいた、この久保地先の水門につきましては、以前、水利組合の方から3面中、1か所の門扉が腐食により開閉しづらいとお聞きしているほか、現在、久保地区の組合員が1人で水門を管理しており、労力的にも開閉が困難であると伺っております。

先般の台風10号では、記録的な大雨により、町内の各所で河川や水路から越水し、道路や田畑が冠水する中、この久保水門の周辺地域も冠水するなど、排水対策は重要な課題と捉えて、現在、水利組合と町、久保区も含め、修繕方法、維持管理について協議を行っているところがございます。

引き続き、関係者と連絡を取り合って早期に対応したいと考えております。

以上でございます。

○1番（岡本光代君） ぜひ、早急にお願いします。台風の日がどんどん9月になると来るので、もう本当に必死の状態です。なので早めに対策をお願いいたします。

次、2番の埋立てについてなんですけれども、農業委員会にて、農地転用の申請があると、検討し許可を出して埋立てすることがあるんですけれども、そこで土砂を運び込む際に、土砂の検査が必要になるんですけれども、その検査証が明らかに2年前からの検査を使い回しと、その場所に行ってみると、土砂がない。一体どこから土砂が来るのかという、首をかしげることがあるんですけれども、そういった場合、町からどのような指導をし、助言をするのかをお聞きしたいんですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 土砂の埋立てについては、土砂の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上ある場合は、県の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例に基づき県へ、また、3,000平方メートル未満、500平方メートル以上の場合、町の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づき、町に申請が必要となり、それぞれ知事または町長が埋立て許可を行うことになっています。

この許可を受けるために、事業者は住所や埋立てを行う土砂の採集場所等を記載した書類を提出することとなっています。

また、実際に埋立てする際には、当該土砂が安全基準に適合していることを証するために、県の条例に準じた地質分析表等の提出を義務づけるなど、条例に準じた指導を行っているところです。

ご指摘のような土砂分析から申請日まで、期間が経過している事案があった場合、管理の状態によっては地質等が変化する場合も考えられますので、改めて埋立てを行う土の分析結果や

採集場所等についての申請を出し直すようお願いしているところでございます。

○1番（岡本光代君） しっかりと監督をお願いいたします。

3番、コロナの影響について。

コロナの影響で、宿泊、飲食業者に町が補助金で、伊勢えび宿泊祭りで伊勢えびをつけたりなどのことをしていますが、第一次産業の農家も、コロナの影響でお米の価格が下がり、かなり苦しい。牧場経営の方も、コロナの影響で牛の餌が高騰し、牛に食べさせることがかなり金銭的にも苦しい、しかも、牛乳の価格が安いと伺っています。農家も緊急事態です。

御宿町としても、農家の救済をお願いします。例えば、営農計画書を出してある人、1反歩当たり1万円、牧場経営の方には、牛1頭につき1万円とか、宿泊、飲食業者のように補助を出してはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、米価の下落、家畜飼料の高騰など、経営が苦しい農家に対する補助金の交付というご質問についてお答えさせていただきます。

近年の米の価格につきましては、主食用米の消費量が消費者の米離れにより減少傾向にありましたが、近年の天候不良で不作が続き、価格は上昇傾向でございました。

ところが、去年は、作柄が比較的好かった上、新型コロナ禍で外食産業の米の需要が落ち込み、6年ぶりに値下がりを行いました。今年は、去年の在庫も重なり、令和3年産の第1期のコシヒカリ1等米1俵当たり9,000円となり、昨年より3,500円の下落となり、農家の経営に大きな影響を与えていると承知をしております。

このため、町では、御宿産の米を使ったふるさと納税の返礼品や、観光誘客事業と連携した米のPR、消費拡大に努めるとともに、農家の経営の安定を図るため、国や県の補助制度を活用した畜産飼料用米等の転換を推進しております。

米の価格が下落して、標準収入を下回った場合に、収入を補填する農家の経営所得安定対策のための制度もございますので、農家の皆様に積極的にご利用していただければと思います。

以上でございます。

○1番（岡本光代君） それは、国からの支援の、飼料米とかの転換によるもので、皆さん、米の農家は、大体今度主食米じゃなくて、飼料米に転換していくことが多いと思うんですよ。そうすると、飼料米のお米にしていくと、主食の人が飼料米のお米にいくと、飼料米のお米がまた増えちゃう状態で、本当に堂々巡りじゃないんですけれども、飼料米にしていっても農家

はきつい状態なので、本当に町としては農家の救済をよろしく願いいたします。

次なんですけれども、町としても、第一次産業が衰退することはあってはならないということで、こんなに大変だと、また農家を辞める人が出てきてしまうんですよ。農家がいないと、町の景観も損なわれるし、耕作放棄地も増えてしまうんです。農家は、人にもよるんですけれども、耕作している田の脇が町道だと、草刈りしているんです。ご存知ですか。農家を辞められてしまうと、耕作放棄地が増え、町としては草刈りをしないといけなくなるんですね。そういうところも加味していただいて、農家をもっと守らないと、食料自給率は少しでも上げていかないと、今後、お金があっても食べる物が買えない時代が来ると思います。将来を見据えたこの先、町としてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問ありがとうございます。

各産業、非常に厳しい環境の中にあると思いますが、これまでも、例えば観光産業、農業、漁業と、連携した複合的な政策をよくやってきているんですけれども、そういう面での農家、農業を行っている皆様方への支援というのは考えられると思いますけれども、なかなか各産業いろいろありますので、どこに線引きをするかと、非常に難しい問題がありますので、そういうことで、観光、農業、漁業と、それぞれの状況を十分に把握しながら、できるだけ複合的施策での支援を行っていくことができると考えております。

○1番（岡本光代君） ぜひよろしく願いいたします。

次、4番、コロナの患者についてなんですけれども、コロナの患者が増えていき、病院に入院できなくて自宅療養する方も増えると思います。家族でコロナになって、自宅療養だと、買物に出られなくて困るといった場合もあるし、独り暮らしの方の食事や緊急の場合はどうするのか。

いすみ市では、コロナ対策支援センターなるものを設置したと新聞発表がありました。今後の対策とか、町としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 新型コロナウイルスは、従来株からインドに発生を由来するデルタ株に変異し、夷隅地域での感染もほぼデルタ株に置き換わっているとのことでございます。

この変異株は、感染力が強い上、重篤化しやすく、感染リスクが非常に高いもので、本町でも8月から感染者が増えている状況です。

ウイルスに感染し、ご自宅での療養を余儀なくされている方のご心配ですが、3月定例議会において滝口議員さんの一般質問にお答えいたしましたとおり、町には、氏名や住所、入院やホテル療養、自宅療養の別など、感染者の細かな情報が入りませんので、現在、町で個人への対応は行っておりません。これらの方へのサポート体制は千葉県が提供しております。自宅療養者で、希望される方への配食サービスは、保健所に申し込みますと、配送業者により1人当たり7日分相当の食料品が無料で配られます。

自宅療養の大まかな流れでございますが、療養開始時に保健所が療養に関する説明と必要な情報の聞き取りを行い、療養中は体の様子を伺うための連絡を電話などで1日1回行います。療養の終了は、原則として発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後、72時間経過した場合に療養が解除されるとのことでございます。

以上でございます。

○1番（岡本光代君） ありがとうございます。

こういう内容をですね、町の、もっと町民の方に広く教えてあげることが大事だと思うんですけども、広報とかで、チラシ、広告じゃない、広報を皆さんに配るときに、それも説明文として入れてあげて、安心して町民の暮らしが守れるように徹底していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりにいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で、1番、岡本光代君の一般質問を終了します。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことでございまして、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、7月30日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。

結果及び意見につきましては、決算審査意見書29ページ、30ページのとおりでございます。

それでは、令和2年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページの令和2年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

初めに、実質赤字比率でございますが、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、令和2年度は黒字決算であることから、非該当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業における資金不足など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。令和2年度は全会計において実質赤字及び資金不足が生じていないため、非該当となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等負担金や、他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和2年度決算においては4.3%となりました。前年度の4.7%と比較しますと、0.4ポイント減少いたしました。主な要因は、平成16年度借入れの御宿中学校校舎建設債等の償還が終了したことなどにより、一般会計の元利償還金が減少したことや、標準財政規模が増加したことなどが挙げられます。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、歳入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和2年度決算においては32.2%となりました。前年度の32.7%と比較しますと、0.5ポイント減少いたしました。主な要因は、標準財政規模が増加したことなどが挙げられます。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により町税の大幅な伸びが期待できない中、他の自主財源についても増加要因は見つからず、今後も地方交付税に依存せざるを得ない状況が続くことが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、このほかの財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要を的確に把握し、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度資金不足比率についてを議題といたします。

建設環境課長の報告を求めます。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより試算するもので、健全化判断基準同様、一定の基準に基づき、行財政上の措置を講ずることにより経営の健全化を図ろうとするものです。

資金不足比率の算定の結果につきましては、お手元の議案2枚目に添付してございます。

分子となる資金不足額の算定に用いる流動負債額には、翌年度の企業債償還予定額や賞与引当金が、流動資産には預金や有価証券等の額が計上されます。令和3年度から、平成29年度に借り入れた企業債の償還が始まることから、流動負債額が伸びる結果となりましたが、流動負債から差し引く流動資産の額が大きく上回ることから、資金不足額はマイナスとなり、算定対象とはならない結果となりました。

資金不足比率については、該当なしとなりましたが、今後も引き続き経営の合理化を図るとともに、安全な水の安定供給に努めてまいります。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御宿町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種を迅速かつ適切に実行するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月6日に行いました令和3年度一般会計補正予算第4号の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに316万8,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,588万4,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の316万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助で、令和3年度中におけるワクチン接種体制の確保に係る費用について全額国が補助するものでございます。

以上、歳入予算に316万8,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、10節需用費の60万円は、ワクチン接種に使用する傷バンドやアルコール消毒液等の消耗品費で50万円、64歳以下接種対象者に送付するパンフレットに係る印刷製本費の不足分10万円をそれぞれ計上したものです。

11節役務費の10万5,000円は、ワクチン接種事業用の電話代で、フリーダイヤル回線や専用電話の開設に伴い電話料が不足することから所要額を追加するものです。

12節委託料の171万6,000円は、ワクチンの集団接種にあたり当初は運転手を確保し、町バスによる巡回運行を予定していましたが、業者に委託することとなったことから、不足分を計上しています。

13節使用料及び賃借料の74万7,000円は、ワクチン接種会場で使用する器具等のレンタル料です。

以上、歳出予算に316万8,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第8、議案第2号 天神橋(Ⅲ期)補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長(渡辺晴久君) 議案第2号 天神橋(Ⅲ期)補修工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、天神橋(Ⅲ期)補修工事の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

天神橋は、高山田区から大原台に通じる町道0107号線に架かる全長約60メートルの橋梁です。当補修工事につきましては、平成29年度に作成いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和元年度から3か年計画で実施するもので、令和元年度に橋梁上部の防水や舗装工事など、令和2年度に高山田側の30メートルの橋梁下部のコンクリート補修や舗装工事を行っており、今年度はいすみ市側の約30メートルの補修工事を行うものです。

なお、補修工事の財源として、国の交付金を事業費のおおむね56%見込んでおります。

それでは、お手元の議案に沿って契約の内容を説明いたします。

契約の方法は、指名競争入札により、令和3年9月10日に入札を執行いたしました。

契約の金額は、5,698万円、うち消費税額は518万円です。

契約の相手方の住所は、千葉県夷隅郡御宿町浜552番地、業者名は、株式会社鈴木工業、代表取締役、鈴木篤でございます。

工期は、議決をいただいた日の翌日から令和4年3月25日までとしております。

説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、番号法第2条第14項に規定

する情報提供ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと、並びにデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による番号法第19条の改正により、特定個人情報を提供できる場合として、これまで転職等をした場合に、個人番号を含む特定個人情報について従業員本人が届出を行わなければならなかったものが、本人同意が得られた場合には、使用者間での提供を可能とする旨の1号が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第28条第5項中、総務大臣を内閣総理大臣に改めるとともに、引用する番号法の規定について、号の追加に伴い、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を第9号にそれぞれ改めるものです。

なお、附則といたしまして、改正条例の施行日等について、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用することと規定してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

提案理由の説明を見ますと、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が9月1日から施行されたことによりとありますが、その前に法改正があるわけで、実際にこの法改正はいつだったのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまのご質問でございますが、法律の施行日につきましては、高橋議員さんご発言のとおり、9月1日の施行なんです。法律の公布につきましては、5月19日に公布されています。

本来ですと、6月定例会にて条例改正等のご承認をいただくべきところなんです。5月19日公布でしたので、6月定例会のほうに上程する事務手続上、どうしても時間がなくて、その関係で条例の施行日について遡り適用させていただいているような状況です。

以上になります。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 高橋さんに申しますけれども、座ったままで質問をしても結構だとい

うことで、よろしく申し上げます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第10、議案第4号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) 議案第4号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、ただいまご承認いただきました議案第3号と同様、番号法第19条の改正により、特定個人情報を提供できる場合として、これまで転職等をした場合に個人番号を含む特定個人情報について従業員本人が届出を行わなければならなかったものが、本人同意が得られた場合には、使用者間での提供を可能とする旨の1号が追加されたことに伴い、本条例で引用する番号法の規定に号ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第5条で引用する番号法第19条第10号を、第19条第11号にそれぞれ改めるものです。

附則として、改正条例の施行日等を公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用することと規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第5号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案に添付の新旧対照表をご覧ください。

本改正は、被保険者の出産に対し給付する出産育児一時金支給額を改正するものです。

第6条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改めます。

附則でございますが、施行期日は令和4年1月1日、経過措置といたしまして、施行日前の出産については従前の例によるものとするものです。

出産育児一時金は、健康保険において、健康保険法施行令第36条の規定等により、産科医療補償制度の掛金分を加算して42万円を支給しております。今般、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持することとされましたので、加算額の引下げ分の4,000円を出産育児一時金に加えるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第6号 御宿町国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第6号 御宿町国土強靱化地域計画の策定についてご説明申し上げます。

本計画は、国土強靱化基本法に基づき策定する計画であり、国・県の計画を踏まえた町の国

土強靱化地域計画を策定したものです。

町が策定する様々な計画等の指針となる計画として位置づけられ、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき方向性、内容を定めるもので、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第15号の規定により、議会の議決を求めるものです。

計画案の内容でございますが、1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨をまとめております。

地球温暖化による台風の大型化や集中豪雨、さらには将来発生が懸念される首都直下型地震等、多岐にわたる自然災害に向けた防災・減災対策が急務となっており、事前の対策を計画的に進めることで機能不全に陥らない強靱な地域社会を目指すものです。

1ページめくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

本ページは御宿町の地域特性についてまとめております。

次のページになりますが、4ページ、5ページをご覧ください。

計画の位置づけでございますが、町総合計画との整合を図り、長寿命化計画など、他の社会インフラ系特定分野別計画と連携しながら、重点的分野、横断的に推進する計画となっております。

また、地域防災計画との関係でございますが、地域防災計画が災害ごとにそのリスクに対する対応を定めたものに対し、強靱化計画はあらゆるリスクを見据え、行政機能や社会インフラ等の強靱化について、事前防災として平時の備えを中心とした包括的な対応策をまとめております。計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間で、必要に応じて検討を加え、適宜改善を図るものとします。

6ページからになりますが、第2章として御宿町地域強靱化の基本的な考え方をまとめました。ここでは、主として計画策定の流れと強靱化する上での目標を設定しております。

基本目標として、第1に、人命の保護が最大限に図られること、2つ目として、町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、3点目として、町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること、4つ目として、迅速な復旧復興を行うことの4項目を掲げ、基本目標をより具体化した事前に備えるべき目標として、人命保護や救急医療活動の確保、行政機能の確保、情報通信機能の確保など、8項目を設定しました。

続いて、15ページからになりますが、第3章として脆弱性の評価を行っております。

評価にあたりましては、第2章において強靱化する上での具体的目標として掲げた8項目の

事前に備えるべき目標を基に、34の起きてはならない最悪の事態を設定し、こうした事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析、評価しました。

18ページをお開きください。

評価結果について項目ごとにまとめております。一例を挙げご説明させていただきます。

大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるといった、事前に備えるべき目標に対し、1-1建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生から、21ページになりますが、1-6情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生といった、6項目の起きてはならない最悪の事態を設定し、現行施策について分析、評価を行っております。

各項目の下段には、現行指標や現状値を付記するとともに、課題や関連計画等についてまとめております。

本ページから34ページまでが項目ごとの評価結果であり、35ページから38ページにかけ、現況指標の整理一覧をリスクシナリオごとにまとめております。

39ページをご覧ください。

脆弱性の評価結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後必要となる施策について、第4章、御宿町地域強靱化のための施策プログラムの策定等としてまとめさせていただきました。

施策プログラムの策定にあたっては、施設整備や耐震化といったハード対策のみならず、情報・訓練・防災教育をはじめとしたソフト対策を組み合わせ、34の起きてはならない最悪の事態、いわゆるリスクシナリオごとに取りまとめました。

また、国・県の強靱化計画と調和を図るため、重点化すべき施策項目を設定するとともに、施策推進に必要な事業のうち、町が主体となって実施する事業について、推進事業として設定いたしました。

40ページをお開きください。

ここからは施策プログラムの具体的内容であり、脆弱性評価の項目に対応する形でリスク回避に向けた取り組むべき課題や目標をまとめております。

なお、国・県が推進主体となる施策も数多くあることから、施策推進のための財源措置等が担保されていないことなどを踏まえ、目標値については、施策推進に関わる国・県・町・民間等の各関係者が共有する努力目標として位置づけております。

各項目の下段には、関連する推進事業について付記しており、58ページまでが項目ごとの推

進方針を、59ページから62ページにかけ、推進事業一覧及び関連計画をまとめております。

最後、63ページは、第5章、計画の進捗管理として、本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、国や県との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するとともに、PDCAサイクルによる計画の着実な推進について記述しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

この計画については、非常に人命の保護など、住民のために非常に重要な計画だと思います。机上の計画とならないような対応をどのように考えているのか。計画は計画で、実際に住民がそれに対応できるような対策について、どのように考えるのかをお答えいただきたいと思います。

今、全国的に大規模な自然災害が発生しています。多分こういう計画も立てられた中での災害も発生しているのではないかと思います。御宿町がどのような対策を講じているのか、机上の計画にならないような対応にしてほしいというのが一番の願いなんですが、どのような対策をしていくのか。住民にどうやって知らしめていくのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま、田中議員さんから、住民に対する周知と、また、この計画の管理についてご助言、また、ご質問等をいただいております。

従来から、防災関係の住民への周知については、田中議員さんはじめ、議会のほうから毎回のようにご助言いただいております。少しでも人命の安全を確保するためには、速やかな情報の伝達と、いわゆる町としての様々なリスクへの備えについてご指摘をいただいております。

今回、こうした計画を策定する上では、また委員会等でもご指摘をいただいておりますが、少し計画の策定については、時間的に遅れた点については反省点が残っております。

ただ、今回ご提案しております、この強靱化計画がご承認いただけた後には、しっかりと役場庁舎内でも横断的な連携を図るとともに、消防団ですとか、地元行政区のほうにもご協力をいただきながら、しっかりとこのリスクをできる限り分かりやすく、各個人個人、町民お一人お一人にそのリスクや危険性について知らせるための工夫をしていけたらと考えております。

例えば、今現在、さらにまだ見直し中ではございますが、近年では大雨が降りますと、土砂災害の警戒区域等が気象庁から発表されます。私のところは大丈夫なのかといったところが常に住民の方も不安になると考えております。

以前、田中議員さんからも、そういったことの情報をご指摘をいただきまして、区長会等においても、各区の危険な箇所についてはお示しをさせていただきました。現在、御宿町に危険箇所が164か所ほどございまして、まだ千葉県の夷隅土木事務所と連携を図りながら、調査が進行中でございます。今後、こうした箇所が追加をされた際には、随時この計画をしっかりと管理する中で、この計画にも更新をして、反映をさせて、また、そういう新たな情報についても、住民の方に速やかに伝達をしていけたらと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 計画は、かなり立派な計画ができております。ぜひこれを具体化していただきたいと思うんですが、私は財政面からお尋ねしますけれども、この計画を、これは災害の事前対策ですよ。これを事前に対策を打っていくのに、予算が出てきます。これは、予算については一般会計予算と、それから国・県の補助がありますよね、交付金、補助金、この割合というか、どの程度の割合でこの計画に対して国が補助していくのか、そこの辺りはどうなんですかね。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま、堀川議員さんからご質問いただいている内容につきまして、この国土強靱化計画を、地域計画を策定した場合の財政支援についてということで、国のほうからも指針が出ております。

この国土強靱化地域計画で掲げた、いわゆる施策の対応すべき項目に位置づけられている事業については、優先的に国・県の交付金を充てる旨の方向性、指針が出されております。そうしたことから、本計画に関連して行われる施策については、優先的に国・県の交付金、補助金が充てられるものと考えておりますが、この補助金の交付率等につきましては、各事業によってまちまちになっております。

例えば、具体的に申し上げますと、大規模な災害が発生したときに、地域の道路が寸断されてはならないということについて、道路やトンネルや橋梁を定期的にはしっかりと点検をして、計画的なメンテナンスを行うという強靱化地域計画に基づく橋梁の整備ですとか、道路整備、

そうしたことをやる場合には、社会資本整備交付金が充てられます。

先ほど、建設環境課長からも説明いただきましたが、橋梁をやる場合には、社会資本整備交付金として基本的には55%程度が充てられます。ただ、メニューによって補助率というのが変わってきますので、この計画に基づく事業が一律何%ということではなかなか決められないというのが実情です。

この計画に位置づけられた各種政策については、優先的に国・県の交付金が充たるところでは、国のほうからも明確に通達が出ているところです。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 31ページ、あるいは43ページ、農地・森林等の荒廃による被害の拡大に関連するところでお伺いしたいと思います。

31ページですと、この7-4の農地・森林等の荒廃による被害の拡大の中で、2つ目の丸として、自然の持つ防災機能を維持・活用するために、町民あるいは事業者との協力を得て良好な農地・森林の保全・創出を図る必要があるということで、それに対応して、43ページのほうでは、山林所有者に保全管理についての啓発等というような記述が対応する形で記載されていると理解をしております。

お伺いしたいのが、たくさん多岐にわたっていろんな方面で記載があって、これをまた田中議員の一般質問にもかぶりますけれども、優先順位をつけて、しかも、今、堀川議員ご懸念のとおり、予算のことも考えながら優先順位を考えながらというのはとても難しいところだと思うんですけれども、私はこれを拝見して思ったのが、町民の皆さんに趣旨をご理解いただく、田中議員のお話にもあったとおり、ここはさほど大きな予算を伴うものでもないとすれば、順番としては早めに実施をして、そしてご理解をいただいた上でご協力を得るところは得る、それから、それこそ町民の皆さんからアイデアが出てくるということも含めて、この優先順位というか、早めにこの理解を得て、思いを一つにして防災・減災にあたるということが重要になってくるのではないかなと思います。

そういった意味で、また話が戻りますけれども、この自然の持つ防災機能、この辺が私も一番個人的にも興味関心があって、勉強も今進めているところなんですけれども、どちらかというと、まだ一般の町民の皆さんに、山林の持つ防災面での大事さというところの理解がなかなか進んでないところなんじゃないかなと思うんです。

なので、啓発という言葉もありました。あるいは、もう少し軟らかいワークショップみたいな、学び合いの場みたいなものも含めて、早く、早めに着手をいただくといいんじゃないかなと思うんですが、その辺りについていかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま北村議員さんからご指摘があった、例えば自然の持つ保全の能力というものについて、私も、最近、本を見させていただきまして、例えば、コンクリート構造物で、強制的に止めたとしても、例えばその地山の持つ土圧ですとか、その下を通る水分量ですとか、そうしたことを加味した中で、自然の形態で落ち着いたものが一番強いんだという一つの学説等もございます。

今、北村議員さんからそういうご指摘もありましたが、そうしたことを、また、その場所、場所によって強制的に構造物でやらなきゃいけないところもあるでしょうし、当然その山、山林そのものについては、本来の自然の持つ保水力ですとか、そういうものを中心に対応しなければいけないもの、それぞれ総合的に見ていく必要があると思います。

今、ご助言いただきましたワークショップ等については、コロナの関係でなかなか開催が難しいような状況にもございますが、ただ、防災対策、事前防災という、人の生命・財産を守るための行動ですので、先ほど来、会って直接できないのであれば、ウェブ会議とか、いろんな方法の工夫があるだろうというご指摘、ご助言もございました。そういうあらゆる手法を駆使しながら、地域の行政区、また地元消防団、また一般の方の参加等も含めまして、いろんな意見を取り入れた中で実施をしていけたらと考えております。

どんな方法があるのかは、行政だけではなかなか解決ができません。当然、地域の防災につきましては、消防団を軸に自主防災組織等の協力も得ながら進めておりますので、そうしたところへの投げかけも行いながら、少しでも協議、また進展が図れたらと考えております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。1点だけ付け加えさせてください。

本当に、例えばこの山を守るだけではなくて、今朝の千葉日報にも、県の方針として、防災という観点から切るべき木を切るというところが、記事が出ておりました。一方で、安直にちょっと倒れてきたら危ないなといって、ばさばさ切ってしまうというものも、木の根で支えられている斜面等を逆に弱めてしまうこともあり得るという意味で、安直に判断できるものでもないというふうに思っているんです。

そうした中で、一方で、このコロナの影響で外材が入りづらくなって、急速にこの役場の周

辺でも杉の木がどんどん皆伐されるような状況が起きていると思うんです。これは、山主さん、それから、需要と供給の関係で、今後、当面続くんじゃないかなという部分においても、先ほど申し上げた、ばさばさ切ってしまうと、本当にその斜面は大丈夫かなというところも懸念されると思うんですね。その辺も含めて、ちょっと早めにこういったことの啓発、周知というところできていったらいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

9番、伊藤博明君が離席しておりますので、現在の出席議員10名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午後 2時35分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、伊藤博明君が戻られましたので、ただいまの出席議員は11名です。

（午後 2時50分）

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第7号 令和3年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第7号 令和3年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）について説明をいたします。

このたび提案いたします補正予算の内容は、浄水場から配水池までの送水管の耐震化工事設計費に係る補助金の減額、経年劣化の激しい公用車の更新に係る費用の増額及び人事異動に伴う人件費の調整をするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和3年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改めるもので、営業費用を511万4,000円減額し、水道事業費用予算の総額を3億1,759万9,000円とするものです。

第3条は、令和3年度予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を改めるもので、収入においては、補助額について219万5,000円減額し、資本的収入の予算総額を483万6,000円とし、支出については、建設改良費を149万5,000円増額し、資本的支出の予算総額を1億518万3,000円とするものです。

第4条は、人事異動に伴う人件費の調整を行うことから、令和3年度予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費を2,183万2,000円から1,671万8,000円に改めるものです。

それでは、各項目の詳細について事項別明細書により説明をいたします。

3ページの事項別明細書をご覧ください。

ページ上段、収益的支出。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の511万4,000円の減額は、職員の構成について当初予算から移動があったことから、1節給料から4節法定福利費まで今後の支出見込みを勘案して調整を行うものです。

中段からの資本的収入および支出の収入。

1款資本的収入、3項補助金、1目国庫補助金の219万5,000円の減額は、本年度実施する浄水場から配水池までの送水管耐震化設計業務委託について、当初、国から交付金補助金合わせて事業費の3分の2を見込んでおりましたが、当該事業に係る国からの収入は県を経由する補助金3分の1であったことから、今回、国の交付金分を減額するものです。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水費、3節備品購入費の149万5,000円は、平成15年に購入した公用車が18年経過し、走行中のエンジン停車や異音、また始

動時にも数回エンジンがかからないことがあるなど不具合も生じていることから、円滑かつ安全な業務執行のため更新をしたく増額補正をお願いするものです。

なお、補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。今回の人件費の減や公用車の購入により業務活動によるキャッシュフロー及び投資活動によるキャッシュフローに増減があり、また資金期首残高については決算見込額を踏まえた額とし、資金期末残高を5億2,914万851円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。今回の水道事業会計補正予算についてお伺いいたします。

先に配られた提案理由の説明を見ますと、第3条予算とあるのは第2条予算、第4条予算とあるのは第3条予算ではないかと思われまじけれども、その辺についていかがかお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） お配りされております提案理由書における令和3年度御宿町水道事業会計第3条予算収益的支出及び第4条予算資本的収入については、3月議会にて議決をいただきました当初予算を指したものでございます。今回、この当初予算の第3条を補正予算第2条で、当初予算の第4条を補正予算第3条で改めるものとして提案をさせていただいております。

当初予算と補正予算に条がずれる中での提案理由でございますので、例えば補正予算第2条は、当初予算第3条を改めるなどの記載によりまして疑義が生じない記載とするよう、今後、記載方法について検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 議会で審議する資料ですから、提出にあたっては細心の注意をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第8号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第8号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ338万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,284万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う職員手当等の調整と高額療養費システム改修費です。予算書の事項別明細書によりご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金に338万9,000円を追加するものでございます。

次に8、9ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から12節委託料に338万9,000円を追加するものです。内訳は、国民健康保険関係人件費319万1,000円、国民健康保険事務費19万

8,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第9号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第9号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,952万8,000円を追加し、補正後の予算総額を11億4,853万4,000円と定めるものでございます。主な内容は、職員人件費の追加及び令和2年度の介護給付費等の確定に伴う精算でございます。各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細により説明させていただきます。

歳入予算でございます。

6、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）につきましては、包括支援センター職員3名の人件費の増額に伴う法定負担分の増額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金は、包括支援センター職員の人件費の増額に伴う法定負担分の増額です。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）につきましては、こちらも包括支援センター職員3名の人件費の増額に伴う県法定負担分の増額でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業（包括的支援事業等）につきましては、こちらも包括支援センター職員3名の人件費の増額に伴う町法定負担分の増額です。

5目その他一般会計繰入金は、介護保険事務職員1名の人件費の増額に伴う町負担分の増額です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の5,932万5,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、令和2年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返還、一般会計繰入金、介護給付費、準備基金積立金に対する財源とするものです。

以上、歳入予算に5,932万5,000円を追加しております。

続きまして歳出予算でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4万5,000円は、介護保険事務職員1名の人件費の増額です。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業の10万6,000円は、介護支援センター職員の共済費の増額です。

3項包括的事業・任意事業費、1目包括的事業・任意事業費の10万2,000円は、包括支援センター職員の人件費の増額です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の1,583万9,000円ですが、令和元年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い、国・県支払基金へ返還するものです。

2項繰出金、1目一般会計繰出金の1,343万6,000円の追加は、令和元年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分といたしまして、一般会計へ繰り出すものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、2目介護給付費準備基金積立金の3,000万円は、急激な

給付費の増加に対応できるように、第7期計画期間中の黒字を介護給付費準備基金として積み立てるものです。介護保険制度においては、3年間の介護保険事業計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間の介護保険料で賄うことが原則となっており、介護給付費準備基金に余剰が生じた場合は、次の計画に繰り入れることで保険料の上昇抑制に充てることとされています。本町では、第6計画期間、平成29年度でございますが、給付費の上昇から、千葉県介護保険財政安定化基金から2,785万2,000円の借入れを行い、平成30年から令和2年度までの3年間で返済したところでございます。今回、第7期計画期間終了に伴い、介護給付費準備基金への積立てを行い、基金を保有しておくことで介護保険財政の安定を図るものです。

以上、歳出予算に5,952万8,000円を追加しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第10号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第10号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した定住化促進事業や地域経済及び住民生活を支援する町民応援商品券発行事業、また台風10号による被害の復旧工事などのほか、今年度の人事異動等による人件費の調整などの予算措置をお願いするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億1,075万4,000円を追加し、補正後の予算総額を38億4,663万8,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の追加を定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の5,604万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する各種事業に対する交付金を追加するものです。

3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の394万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用について国が追加で補助するものです。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金206万2,000円は、令和3年3月執行の千葉県知事選挙委託金の精算交付です。

4目教育費委託金、1節教育費委託金の10万円は、令和3年度及び令和4年度において御宿中学校が特色ある道徳教育推進校として指定されたことに伴い、研究事業を進めるための経費について国が委託金を支出するものです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の1,343万6,000円は、介護保険特別会計の令和2年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の3,178万8,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の37万5,000円は、自動車事故によって生じた

I R Uケーブルの移設工事に伴う地域情報通信基盤施設弁償金8万3,000円と町有地土地賃貸借契約の合意解除等の和解に係る費用の確定に伴い、千葉家庭裁判所一宮支部からの予納金返還金29万2,000円です。

22款町債、1項町債、2目土木費、3節河川維持管理事業債の300万円は、普通河川清水川改修事業に係る緊急自然災害防止対策事業計画が承認され、地方債の対象となったことから借入れするものです。

以上、歳入予算に1億1,075万4,000円を追加しております。

次に歳出予算をご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款議会費から9款教育費の1節報酬から4節共済費までと8節旅費の各予算は、今年度の人事異動等に伴う人件費の調整や会計年度任用職員の確定に伴う通勤費用弁償の調整などを行うための追加及び減額でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

○議長（土井茂夫君） あわてないでいいですよ。

○企画財政課長（金井亜紀子君） すみません。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の401万7,000円の減額は、議員の欠員に伴う議員人件費及び政務活動費等を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の132万円は、電子入札の導入に向け、関係例規等の整備を行うものです。

3目財産管理費、10節需用費の138万3,000円は、大会議室外側ドアの修繕及び4階放送設備のバッテリー交換など庁舎設備等の改修に係る修繕費です。

4目企画費は、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

地域公共交通運営事務事業の14万8,000円は、エビアミーゴ利用者の増加に伴いタクシー会社協力費及びお出かけ支援助成金を追加するものです。

定住促進化事業の600万円は、コロナ禍において新たな働き方に取り組む企業や移住者を支援し、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的とし、テレワーク移住者等への支援金として200万円、また、県外から御宿町へ本店、支店等を移転する企業への支援金として400万円を予算措置し、町独自の支援を行うものです。

地域おこし協力隊関係事業の149万円は、特産品開発に従事する地域おこし協力隊を新たに1名配置するもので、報償費や家賃補助等の経費を計上しています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費の34万1,000円は、地域福

社センターの浄化槽附帯設備のブローア交換に係る修繕費です。

27節繰出金の338万9,000円は、国民健康保険特別会計における人件費の増額分319万1,000円と高額療養システム改修費の19万8,000円を追加繰り出しするものです。

2目老人福祉費、22節償還金利子及び割引料の17万1,000円は、令和2年度介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う国・県への返還金です。

27節繰出金の7万8,000円は、介護保険特別会計における人件費の増額分として追加繰り出しするものです。

3目心身障害者福祉費、22節償還金利子及び割引料の333万6,000円は、障害児医療費及び障害者医療費負担金、障害者総合支援事務費補助金に係る令和2年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料の39万1,000円は、令和2年度子ども子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴う国・県への返還金です。

2目児童措置費、22節償還金利子及び割引料の15万7,000円は、令和2年度児童手当県負担金の精算に伴う返還金です。

14ページをご覧ください。

3目こども園費、10節需用費の2万1,000円は、4歳児室のLED照明交換に係る修繕費です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、7節報償費の187万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事する看護師等が当初より増員されたことに伴い所要額を追加するものです。

4目こども医療対策費、22節償還金利子及び割引料の5万1,000円は、令和2年度未熟児養育医療国庫負担金の精算に伴う返還金です。

16ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費142万1,000円は、特産品開発に従事する地域おこし協力隊の活動経費をそれぞれ計上しています。

3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の800万円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ水産業をはじめとする特産品の需要喚起を図るため、町内の宿泊者や飲食店の利用者に特産品を用いたサービスを提供することにより、誘客促進と地域特産品の消費拡大を図るものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の4,072万4,000円は、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、地域における消費喚起を図り地域経済の活性化を目的とした町民応援商品券発行事業に係る経費で、町民1人当たり5,000円の商品券を給付するものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料の130万円は、台風10号の影響による町道0201号線の枝葉や土砂の側溝清掃に係るものです。

18ページをご覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節工事請負費の150万円は、台風10号の影響による町道4705号線の倒木撤去、法面修復及び町道3037号線の法面補修に係るものです。

2目道路新設改良費、14節工事請負費の20万9,000円は、通学路緊急点検で指摘を受けた2か所のスクールゾーン標示について設置工事を行うものです。

5項河川費、1目河川総務費は、清水川改修事業が地方債の対象となったことに伴う財源更正です。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11節役務費の1万7,000円は、外国語指導助手2名分の健康診断手数料です。

18節負担金補助及び交付金の42万6,000円は、外国語指導助手の来日に伴う各種負担金で、隔離期間の宿泊料や渡航費、新型コロナウイルスの検査等に係る費用です。

24節積立金の5,000万円は、後年度の御宿小学校校舎建て替えなどの計画に向けて教育施設建設基金に積み立てるものです。

20ページをご覧ください。

3項中学校費、2目教育振興費、10節需用費の10万1,000円は、特色ある道德教育推進校における研究事業に係る消耗品費です。

18節負担金補助及び交付金の15万4,000円は、バレー部の県大会出場に伴い、生徒活動費補助金を追加するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、17節備品購入費の4万8,000円は、公民館の会議室等で使用している掃除機の故障に伴い新たに購入するものです。

3目資料館費、12節委託料の19万3,000円は、歴史民俗資料館軒下鉄骨部分をすみかとしたコウモリの駆除及び消毒を実施するため所要額を追加するものです。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、14節工事請負費90万円は、台風10号の被害により舗装面が剥離した町道4120号線のコンクリート舗装敷設工事を行うものです。

2目河川災害復旧費、12節委託料の630万円は、台風10号に係る復旧事業で、日照川の護岸崩落による復旧箇所の測量及び倒木等撤去委託料が130万円、清水川、日照川、上落合川の漂着竹木及び堆積土砂撤去委託が400万円、清水川の崩落土砂及び倒木撤去業務委託が100万円です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、町施設の消毒作業を緊急で行うなど、既に200万円の使用が見込まれており、今後も突発的な事態に備えるため200万円を増額するものです。

以上、歳出予算に1億1,075万4,000円を追加しております。

続きまして、地方債についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の追加でございます。

起債の目的は、河川の維持管理事業で、限度額は300万円、その他の条件は、ご覧のとおりでございます。先ほどご説明しましたとおり、清水川改修工事が緊急自然災害防止対策事業債の対象となったことから追加するものです。充当率は100%、後年度の普通交付税措置率はおおむね70%でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 19ページが一番最後のところで、5,000万円、小学校の基金積立てになっておりますが、これはいつまで、どれぐらい、あるいは毎年これぐらいの積立てをしていくのか、そこの辺りちょっと教えていただけますか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 現時点で毎年幾らというものは、その年度の予算の剰余金等の状況にもよりますので、ここで確定的なことは申し上げることはできませんが、町の課題として、学校施設の建設については重要課題ということで町長も先ほど答弁されておりますので、事業実施に向けては、その期間も数年ありますので、積めていけたらというふうには考えておりますが、その他の公共施設であったりとか、いろいろな部分で今後また大きな事業費が見込まれる中では、公共施設の建設基金や財政調整基金、様々な基金ございますので、その辺は各課と協議しつつ、できるだけ積立てをしていけたらというふうにご考えてございます。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） いつまでというか、目標というか目的というのは、それはまだはっきりしていないの。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 先ほど、町長のほうで4年度末までには方針を固めて、令和7年度までには着手をしたいということで答弁ございましたので、そういうことになりますと、それ以前までに積立てを行って、その状況に応じて起債や補助金等を活用しながらということになってくるかと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 8番高橋です。今回の一般会計補正予算についてお伺いしますが、まず歳入ですけれども、今回の補正予算で繰越金3,178万8,000円が計上され、繰越金の総額では1億4,035万3,000円となりましたけれども、繰越金の残額は幾らになるのか、今後の補正財源は厳しくなるのではないかというふうに思われるので、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 繰越金につきましては、明日、決算のほうでご報告させていただきますが、実質収支が2億5,074万2,112円でございますので、今補正予算までの繰越金の計上額が1億4,035万3,000円でございますので、おおよそ、あと1億円程度の繰越金の残金がございます。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 繰越金の残額1億円以上あるということで、それは今後の補正財源ということで安心いたしました。

次に、歳出について1点ほどお伺いしたいと思います。

11ページの企画費の地域おこし協力隊関係事業の報償費112万5,000円と17ページの農業振興費の17節備品購入費120万円についてお伺いしたいと思います。

地域おこし協力隊員を採用し特産品としてソフトクリームの開発と販売を行うと伺っておりますが、御宿町で商売になるのか、その辺、見通しを含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 特産品の販売についてソフトクリームを開発する予定でございますが、まず、販売につきましては、現在リフレッシュいなさを拠点に販売する予定で考えて

おります。特産品の販売を促進していく上では、様々な手段を用いて特産品をしっかりPRする必要が不可欠だと思っております。このことから、イベントでの販売や出店、また、マスコミ等の利用等を踏まえて、最終的には地域おこし協力隊の方が御宿町で起業していただければというところまで考えております。また、返礼品などに御宿町の返礼品として活用できるように支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 了解いたしました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。今の高橋さんの質問に重複するかもしれないんですが、地域おこし協力隊、これから募集をかけていくんだと思いますが、この特産品開発に係る事業に協力隊の方を充てるということだと思んですけども、募集の対象に何か基準を設けて募集をしていくのでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 地域おこし協力隊の募集につきましては、条件がございまして、特定対象地域の方ですね、御宿町のほうに募集をかけなくちゃいけない、地域が限定されております。そういった中で、今回やっぱり地域おこし協力隊については、これまで地元3年間活動していただいて、そこで起業される方、また、そこに就職をされる方、途中半ばして帰る方もいらっしゃいます。そういった中で今回の特産品につきましては、なるべくそういった乳製品を取り扱っていた経験者を中心に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） それでは、11ページの定住化促進事業600万円についてお伺いしたいんですが、テレワークの移住者等支援金、企業移転等支援金、それぞれの支援金の算定となる金額について1点、それと、それについてはもう既に支援対象となる該当者がいるのかどうか、また問合せ等があるのかどうか、その点についてご答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、定住化促進事業のテレワーク移住者等支援金に

つきまして、支援金の内容について、まずご説明をさせていただきます。

テレワークの移住に関しましては、国・県の施策というものが既に御宿町は実施をしております、そちらにつきましては、非常に細かい要件が付されておまして、いわゆる大都市圏から移住するものが対象になっていたり、その大都市圏に長い間住んでいなきゃいけないとかという細かい要件がございまして、そうした地域からの移住者に関しましては、そちらの制度をご利用していただく予定であります。

その制度に該当しなかった方で、御宿町に移住されてくる方をまず対象にしているというところがございます。その中で、基本的に国のほうの施策が、移住されてくる世帯の方に対して100万円、単身で移住される方が60万円なんです、そのうち、町の負担は25万円と15万円、それぞれ負担をしている状況でございますので、御宿町独自の施策として同じような条件で移住される場合は、世帯の場合は25万円、単身世帯の場合は15万円をベースに考えておりますが、住宅を新たに御宿町内に取得をして、そこでテレワークをするというような移住者の方に関しましては、2人以上世帯では100万円、国の施策とそろえまして、単身につきましては60万円ということで考えてございます。

相談の状況でございますが、4月1日以降、移住の相談、電話または訪問等での移住相談が15件ございます、そのうち、テレワークを絡んでの移住相談が6件ございます。また、2件が国の制度の対象となる方の移住になりまして、1名につきましては既に移住支援金100万円を受け取っておられますし、もう一人の方については現在申請をしている状況でございます。

テレワーク絡み6件のうち、御宿町独自の支援制度を実施したら該当になる可能性があるのかなという方が、現在1名相談に見えている状況でございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日16日は、午前9時半から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時35分)